

長州戦争と譜代延岡藩 —「御用部屋日記」から—

—The Choshu Conquest and Fudai Nobeoka Domain—

大賀 郁夫

長州戦争とは、元治元年から慶応二年まで、幕府が二次にわたって「朝敵」となった長州藩の征討を試み、幕府軍の敗北に終わった内戦である。日向延岡藩は譜代藩としてこの長州戦争に二度とも出陣しており、藩政および藩財政に与えた影響は極めて大きいものがある。

本稿では藩主内藤政挙が出陣した第二次征長をとりあげ、旗本後備の拝命から大坂出陣・滞坂、広島出陣について「御用部屋日記」から検討を加えた。滞坂中の下陣や巡邏出役のあり方、続出する病死人への対処、長引く滞在で風紀紊乱に陥った家臣・人夫たちをどのように統制したかななどを明らかにした。

また慶応二年六月、延岡藩は芸州口討手応援を命じられるが、広島に到着したのは大幅に遅れた七月である。その背景には病人の増加と在所から登坂する人夫不足があった。小倉城自焼の知らせを受けた藩は、幕命より自領守衛を優先し、着芸わずか一週間で大半の兵士・人夫を帰国させる。延岡藩にとって長州戦争は、莫大な財政支出と多数の病死人を招いただけであったが、延岡藩はこの後も鳥羽伏見戦争まで、譜代藩として幕府との封建的主従関係を維持することになる。

キーワード

長州戦争 下陣 巡邏場 芸州口討手応援

目次

はじめに

一 大坂出陣

二 滞坂中の動向

(一) 下陣配置状況

(二) 巡邏出役

(三) 病人への対処

(四) 犯罪への対処

三 広島出陣

(一) 広島出陣の拝命

(二) 大坂から広島へ

(三) 広島滞陣と帰国

むすびにかえて

はじめに

長州戦争は、幕末の元治元年（一八六四）から慶応二年（一八六六）まで、幕府が二次にわたって長州藩の征討を試み、幕府の敗北に終わった内戦である。⁽¹⁾

文久三年八月十八日の政変で京都を追われた長州藩は、元治元年七月十九日、巻き返しを図って御所に突入し、蛤御門守衛の会津・桑名藩ら幕府軍と激戦となり敗北した。世に言う禁門の変（蛤御門の変）である。変直後の同月二十三日、一橋慶喜に「朝敵」となった長州藩追討の勅命が下り、翌二十四日二一藩に追討の勅令が示された。八月七日、前尾張藩主徳川慶勝が征長総督に任じられ、九月になると尾張藩が指揮すべき藩は三四藩となった。⁽²⁾ 長州征討軍は一五万に達し、防長二州の包囲網は整った。長州藩との交渉は同藩末家の岩国藩の仲介で行われ、十一月十二日、長州藩は三家老を自刃させて恭順を示したため、交戦することなく十二月二十八日に総督は諸藩に撤兵を命じた。

翌元治二年三月、急進派が実権を握った長州藩では諸隊の再編成を実施し、藩論を武備恭順と決定した。戦後処理が難航するなか、悔悟の様子が見えない長州藩に対して幕府は長州再征を決める。五月十六日將軍家茂が江戸城を発し、閏五月二十二日に入京した。九月二十一日、將軍家茂は長州再征の勅許を受け、十一月七日、彦根藩など三一藩に征討への動員を命じた。

明けて慶応二年六月七日、幕府軍艦が大島を砲撃して第二次長征が開始された。長州藩の四つの境界地点での戦闘に敗北した幕

府軍は、八月十六日、將軍家茂の薨去を機に征長解兵を請い勅許を得、二十一日に征長停止の勅が出されて解兵した。長州戦争の強行は幕府の思惑とは逆に領主階級の結束に亀裂を生み、幕藩制軍役体系の破綻を天下に示し、幕藩権力の解体に大きな役割を果たしたと言われる。⁽³⁾

このように長州戦争が「徳川幕府の命取りになった戦争」であるにもかかわらず、長州戦争に関する個別藩の実証的な研究は、薩長を中心とした西南雄藩や大藩を除いて、必ずしも進んでいないのが現状である。

本稿で取り上げる日向延岡藩は、城附臼杵郡と飛地宮崎郡・豊後大分郡・速見郡・国東郡を領する表高七万石の譜代藩である。延岡藩は長州戦争に一次・二次ともに出陣しているが、具体的な研究は管見の限りではほとんどない。⁽⁴⁾ ところが延岡藩の長州戦争に関する史料については、諸覚書類や日記・諸案詞類・風聞関係・書状など三〇〇点近くが残されている。⁽⁵⁾

本稿では、この史料群のうち第二次長征の従軍日記である「御用部屋日記」をもとに、上坂・滞坂・広島出陣・延岡帰国までの具体的状況について明らかにすることを課題とする。ほぼ一年におよぶ大坂滞在中、一五〇〇人前後の給人・足軽・人夫たちはどこに下陣し日々何をしていたのか。藩は彼らをどのように統制していたのか。また犯罪人や病死人への対処のありようなど、「御用部屋日記」を通して明らかにしたい。なお、特に断らない限り使用する史料は明治大学博物館所蔵内藤家文書である。

一 大坂出陣

元治元年十二月二十七日、征長総督徳川慶勝に追討諸軍撤兵命令がだされ、翌二年正月十五日、幕府は親征中止を發表した。⁽⁹⁾江戸では延岡藩留守居が用番水野和泉守から旗本後備御免の書付を受けとった。⁽¹⁰⁾第一次長州戦争は回避されたのである。

ところが長州藩内では高杉晋作らが馬関に挙兵し、藩論が幕府への抵抗に一変したため、幕府は再度の長州征討を決定する。五月十二日、幕府は紀州藩主徳川茂承を征長先鋒総督に任命し、同月十六日には將軍家茂が長州再征討のために江戸を發った。

これより先、四月十三日に政挙は再度旗本後備を命じられ、代わりに馬場先門番を免じられた。⁽¹¹⁾第一次征長の際には江戸を離れなかった政挙であったが、今回は政挙の上京は避けられなかった。同月二十七日には用人長谷川許之進が大坂へ先登した。⁽¹²⁾閏五月三日、「備後守出陣之節、手元用心為備金」千両を鹿島清左衛門から借用し、⁽¹³⁾同月六日には家老穂鷹内蔵進・中老原小太郎以下、士分一二七人・足輕六〇人の総勢一八七人が江戸を出立した。

同月六日、前藩主内藤政義や中奥女中たちに見送られて屋敷を出立した政挙一行であったが、「馬入川支ニ付先々つかへ居候旨」のため初日は川崎まで進めず、品川泊となった。⁽¹⁴⁾政義は菓子一折を品川まで届けさせている。⁽¹⁵⁾川留めのため品川には二十一日まで逗留し、漸く出立したものの「馬入酒匂川支」のため藤沢に逗留している。⁽¹⁶⁾幾度も川留にあいながら、政挙一行は二カ月近くかけて東海道を上り、着坂したのは六月二十八日であった。同日六時

前、提灯をともしながら枚方を發駕した政挙一行は、五時過ぎに佐太の大和屋善右衛門方、五半時に守口の新屋儀兵衛方、四半時に野田村戎屋伊右衛門方で小休みを取りつつ、同所まで大坂表から迎えに来た中老内藤四郎兵衛・定役小林祐蔵らと落ち合った。九時過ぎ、胴服・陣羽織に着替えた一行は、屋敷前に在所延岡から迎登った面々が待受けるなか、堂島五丁目の大坂蔵屋敷に入った。⁽¹⁷⁾蔵屋敷に入った政挙はここにはぼ一年間滞在することになる。

江戸から着坂した供々へ「御旅中数日相掛難渋」を理由に、手当として軍使役以上の面々へ金二両一分、中小姓組以上へ同一兩、組外役人へ同三分、番組・諸組足輕・新組郷足輕小頭へ同一分を給した。さらに滞陣中は月々の手当として、組附中小姓組は金一分、組外役人以下諸組足輕・大工・郷組若党へ同三朱、中間・草履取・貸人へは同一朱が下された。⁽¹⁸⁾

政挙は「御御機嫌」として大坂城へ登城するが、原則として毎月一日・十五日・二十八日の三回、病氣等で登城できない時は後日届出ること、一〇日余り不快の場合は老中へ使者を出すことなどを伺い許可された。⁽¹⁹⁾以後、政挙は毎月三度登城するほか、ほぼ一月に一度の割合で巡邏場屯所のある鳴野村へ視察に行っている。また着坂早々の七月二日、將軍家茂の玉造講武所での鎗術銃隊・後列陸軍銃隊訓練上覧に伴い、勝手次第に拝見が許されたように、⁽²⁰⁾銃隊訓練や鎗・銃術見学のため玉造講武所を度々訪れている。翌年三月には箕面山辺、四月には信貴山へ遠馬へ出かけるなど次第に行動範囲が広がっている。

二 滞坂中の動向

(一) 下陣配置状況

長征に出陣したのは侍分が二四四人、徒士・小吏・足輕・農兵・家中又者が三一人の計五六二人、それに中間・人夫が九一二二人⁽²¹⁾に上る。六月二十八日に着坂した藩主政挙は蔵屋敷に、家老穗鷹内蔵進および中老原小太郎はそれぞれの長屋へ落ち着いたが、屋敷に入りきれない家臣・人夫たちはそれぞれ蔵屋敷近辺の寺や商家・町家・百姓家へ下陣を置くことになる。

着坂して間もない七月四日、政挙は幕府大目付へ次のような伺書を出している。

備後守此度登坂堂島五丁目蔵屋敷之旅宿罷在候、然ル処同処ハ殊之外手狭ニ付、兼而当地町御奉行江御届申上、御分宿寺院下陣ニ借受、其内ニ而家来之者諸芸稽古為致候付而ハ、備後守儀も右場所江罷越稽古致度不苦儀ニ御座候哉、此段御伺申候、以上⁽²²⁾

蔵屋敷外の下陣はまず寺院に置かれた。第1表は各下陣寺院の家中配分についてまとめたものである。蔵屋敷に近い堂島新地中三丁目の正念寺(西本願寺末)には三六人、堂島の対岸にある福島村の梯超寺(黄檗宗)に六〇人、同村久安寺(同)に三〇人、同村妙徳寺(同)に六〇人の計一八六人となっている⁽²³⁾。このほか「大坂下陣繰替断帳」⁽²⁴⁾によれば、下陣となったのは西禅寺や光智院・妙徳寺前などの寺院・門前、蔵屋敷内の長屋・組部屋や学校(学問所)、および大和屋・姫路屋・灘屋・鳥羽屋などの商家、

第1表 蔵屋敷外下陣寺院への家中配分

寺名	本末	住所	畳数(帖)	人数(人)
正念寺	西本願寺末	堂島新地中三丁目	66	36
梯超寺	黄檗山末	福嶋村	63	60
久安寺	黄檗山末	福嶋村	58	30
妙徳寺	黄檗山末	福嶋村	119	60
合計			*306.5	186

(註) 慶応元丑年「御滞坂中萬覚帳」(1-9-235 11月24日条)より。
*史料上の数字。

同心目賀田亀太郎長屋や伊賀吉宅・上福島村百姓新七宅・米市宅など個人宅も下陣としていた。西善寺・妙徳寺・正念寺・梯超寺下陣などには「賄之方取~~レ~~」が置かれ、大火や異変時には下陣から一兩人が出るようになっていた⁽²⁵⁾。

こうした下陣への賃貸料は決して軽視できる金額ではなかった。第2表は確

認できる下陣町家の賃貸料を示したものである。羅漢堂四軒が七月二日から十二月まで一軒につき一間金二分、福島村百姓新七宅は七月〜八月五日まで一月銀七五匁、十月十五日〜十二月までは一月銀一〇〇匁⁽²⁶⁾、妙徳寺前四軒が金二匁、伊賀屋吉兵衛宅は金一四匁であった⁽²⁷⁾。また吉文字屋幾之助への宿料として、慶応二年五月までの一ヵ月分が一月五両計五五両に上っている⁽²⁸⁾。

第2表 下陣町家への借賃

下陣屋主	賃金	備考
伊賀屋吉兵衛	金14両	
羅漢堂4軒	〃6両	7月2日～12月迄、1軒に付1間2歩宛割
大和屋喜兵衛	〃5両	
天王寺屋伊太郎	〃5両	
米屋市右衛門	〃5両	
福嶋百姓新七	銀325匁	7月～8月5日迄、1月75匁割、10月15日～12月迄1ヵ月100目割
仲士 喜助	金2両	
なたや惣八	〃3両	
大工庄八	〃2分	
合計	金43両22	

(註) 慶応元年「御滞坂中萬覚帳」(1-9-235 12月28日条)より。

これに毎日の食費・雑費が加わり、かなりの額に上ったと思われる。

滞坂中各所に置かれた下陣の实情は不明な部分が多いが、「下陣繰替断帳内藤家文書」から下陣が頻繁に繰替えられたことが分かる。第3表は、慶応元年七月一日から翌二年七月二十二日まで

に、下陣を繰替えた者と繰替え先を示したものである。繰替え者は延べ三六三人であるが、実質人数は二一〇人である。単純に一人が一・七三回下陣を繰替えたことになる。回数を見ると、七回が一人、五回が五人、四回が七人、三回が五人、二回が五六人、一回一一人となっている。このうち最多の七回を数える堀兵庫は巡邏場出役の番頭であり、八月二十七日に学校(学問所)、九月一日に以前の下陣に戻り、十月一日再び学校、十一月二十一日妙徳寺、十二月二十八日同役の相木森之助下陣、翌年二月九日学校、四月二十六日日本願寺船入(但し、この時は引移りを見合わせている)へと繰替えを重ねている。

どのような理由で他下陣へ移ったかは明かではないが、例えば十月十八日、末永節治は「加藤助之丞下陣江病気養生之為罷在候処、学問所へ今日引移届申達候」と大目付所・御賄所へ届出ている²⁹。また六月七日、原小太郎以下九人が西善寺下陣から光智院へ引移っているが、その経緯について小太郎は「拙者下陣西善寺家内大病人有之候付、座敷之方江寓候分脇方江御引移被下候様住僧申聞無余義相聞、差急候ニ付定役江申談、不取敢光智院借受、只今引移候段届申達候³⁰」と、御用部屋の人池内善蔵に手紙で伝えている。このように自らの病気養生が理由の一つであったことが分かるが、相手方からの要請で新規に下陣を借受けることもあったようである。

寺院下陣は滞坂中の諸芸稽古の場でもあった。

一下陣妙徳寺ニ而日々諸稽古之節、万端世話致候付左之通被下置候様仕度旨、御賄方申達候付、申達之通被下取計候様

第 3 表 大坂下陣繰替

月日	繰替者	繰替先	繰替日
慶応元年			
7. 1	今村喜久衛	安藤郷右衛門初下陣西隣	7. 2
7.10	児玉輔之進・赤井隼人	正念寺	7.11
7.12	柴田又蔵・加藤助之丞	是迄之下陣東之方	7.12
7.15	増田四郎三郎・大嶋左膳	原小太郎下陣	7.16
7.16	平井八兵衛	学校	7.16
7.18	土方大八・福嶋金吾	安藤郷右衛門初下陣	7.18
7.18	今村牛之助・末永節治	学校	7.18
7.27	久保徳三郎・堤与十郎・鈴木筆蔵・松崎三平・織笠吟次郎	赤井隼人発下陣	7.27
7.29	川名金蔵・山本吉郎兵衛	米市宅	7.29
7.29	伊東頼平	伴仕大和屋宅	7.29
8. 3	根本東吾	妙徳寺前四番下陣	—
8. 5	鶴沼隼太・三友昂介・加藤勝太郎・長瀬多七郎・山宝章蔵	増田四郎三郎下陣 1・2・3 番へ繰込	8. 5
8. 9	長瀬善七郎	同心目賀田亀太郎長屋之内	—
8.11	長瀬六之助	長瀬多七郎方へ合宿	8.10
8. 13	平井八兵衛	妙徳寺前下陣	8.12
8.13	末永節治	加藤助之丞下陣	8.13
8.14	猪狩玄哲	伊賀吉宅	8.14
8.18	深井幸兵衛・山本半蔵・四屋行蔵	古川助三郎長屋	8.18
8.20	山本吉郎兵衛	大和屋喜兵衛方	8.20
8.25	長瀬多七郎・長瀬六之助	以前之下陣	—
8.27	堀兵庫・原田輝太郎	学校	8.28
9. 1	加藤錠吉	名田屋惣八方	9. 1
9. 3	堀兵庫	以前之下陣	—
9.14	本吉太吉・半田於武・今村廉之進・新妻文治・猪狩虎太・山部頼平	同心目賀田亀太郎・福井又蔵長屋内二階	—
9.16	新妻宗太	御用人長屋二階	—
	芳賀友衛・渡部与次兵衛・岡崎安蔵	御側長屋二階	—
	大友久甫・櫻村柳間・霧崎斉悦・猪狩三喜	御殿内	—
	鈴木基輔・長坂良造・加藤伊織・町野米吉・坂本□□進	是迄新妻宗太初長屋	—
9.21	楠頭之進	目賀田亀太郎長屋之内	9.20
10.14	小荷駄方	上福嶋村百姓新七宅	—
10.18	末永節治	病氣養生で加藤助之丞下陣・学問所	10.18
	沢村勘兵衛	和田大六・柴田又蔵下陣	10.18
	加藤助之丞	是迄関金吾罷在候下陣	—
	関金吾	原小太郎下陣	—
	土谷弩之助	芳賀与一郎始下陣へ合宿	—
	濱松甚七	病氣二付濱松岩太郎下陣	—
10.晦日	濱松甚七	病氣養生で濱松岩太郎下陣・以前下陣	—
	堀兵庫	学校	—
	熊倉元敬	梯起寺	—
	御刀番・御中小性	和田清蔵二階	—
	芳賀傳次	御賄役二階	—
	駒木根幸右衛門	山名十左衛門方	—
	加藤喜兵衛始不残	正念寺	—
	猪狩玄哲	吉新	—
11.11	河原真澄	大内延助下陣	11.11
11.12	大見彦七	御刀番下陣	—
	磯貝左十郎	御中小性下陣	—
	平井藤三郎	妙徳寺下陣	—
11.21	堀兵庫・近藤主税進・児玉輔之進・今西元之助・松田民之助・曾根初之助・平野兵四郎・村上慎吾・今村牛之助・長谷川虎四郎・四屋俊平・三村春之助・近藤多喜弥・長谷川金之助・佐野英太郎・片岡清一郎・末永節治・鶴沼貞吉・原国助・武田牛太郎・三宅敬之助・大嶋岩太郎・石川金三郎・長坂都太郎・石原勝太郎・猪狩富三郎・今泉久良太・本吉太熊・原田輝太郎・佐野徳之助・辻四手蔵・菊池財蔵・河原真澄・小松容三郎・寺尾良蔵	久安寺	11.21
11.21	服部傳兵衛・大内延助・加藤延之助・川井文弥・本多勝治・熊倉進・加藤鉄之助・村田保之進・土田登・佐々木小馬吉・嶋麒麟一郎・石井録太郎・松田岩尾・今村弥永治・今村元吉郎・佐々牛三郎・加藤孝一郎・川路才之丞・片寄庄次・渡辺銚太・長谷川辰之	伊賀吉	11.21
11.21	大嶋新四郎・近藤喜十郎・斉藤英太郎・山辺鐵治・中根甚平・川路平六・遊記仲之進・栗田藤輔・三松直三・加藤省三・三上宗造・児玉和喜治・武田作門・今西忠四郎・江上錦吾・鈴木安之助・三井茂里・沢村勝之助・大里海平		
11.26	鶴沼隼太	伊賀吉宅	11.26
	金沢此面・内藤精太夫・後藤蔵人・長瀬多七郎・三友鼎介・山宝章蔵	同心福井又蔵二階	11.26
	根本東吾	正念寺	—
11.27	長谷川虎四郎	本願寺船入	11.26
12. 3	松井嶠之助・本吉太吉・宿屋肇	妙徳寺前下陣	—
		学校	—

宮崎公立大学人文学部紀要 第27卷 第1号

月 日	繰 替 者	繰 替 先	繰替日
12. 7	山部衡平	芳賀傳次御貸長屋	12. 7
12.10	寺尾良藏	久安寺	12.10
12.13	原国之助	相木森之助初下陣	
12.17	関金吾・山本與兵衛・中村郡兵衛・太田仲之進・山部衡平	妙徳寺前下陣	12.12
12.20	月岡猪之吉	妙徳寺前下陣	—
12.21	四屋行藏	御小性部屋	—
12.23	川井文弥	弥小性下陣	—
12.24	大内延助	御側役下陣	—
12.27	辻四手藏	尾張屋喜助宅	12.26
12.28	堀兵庫	相木森之助初下陣	12.27
12.29	齊藤英太郎	妙徳寺下陣	12.29
慶応2年			
1. 6	本多勝治	学校	1. 6
1. 7	大内延助	米市宅	1. 7
1.10	鈴木不二藏	妙徳寺下陣	1.10
1.11	石川金平・川井文弥	大内延助跡下陣	1. 9
		大内延助始下陣	1.10
1.13	近藤喜十郎	中山太七郎始下陣	1.10
	児玉和喜治	大内延助始下陣	1.11
1.17	清水精之進	久安寺	—
	忍鍋五郎・後藤力・佐野伊達弥・原田鼎之助	伊賀吉	—
	山辺次右衛門	妙徳寺前関金吾初下陣	—
	三宅仙藏	千早豊初下陣	—
	和知甚平	山田孫太夫初下陣	—
	鶴沼隼太	長瀬多七郎始下陣	1.17
2. 4	松井嶮之助	学校	2. 4
	櫻村藏治	小荷駄方	2. 4
2. 7	辻四手藏	以前之下陣	—
2. 8	相木森之助	梯起寺	—
	鈴木千左衛門	伊賀吉宅	—
	佐野伊達弥	正念寺	—
2. 9	堀兵庫	学校	—
	橋本彦兵衛	吉新下陣	—
	山辺鐵治	御小性下陣	—
2.11	和田大六	本願寺船入	—
	土田與市郎	妙徳寺前西方三番目下陣	—
2.13	石原勝太郎	本願寺船入	2.10
2.14	櫻村柳雪	小荷駄方下陣	2.13
2.21	志賀万之助・保田七之助	芳賀友衛始下陣	2.20
3.13	近藤喜十郎	伊賀吉下陣	3.13
3.17	久保徳三郎・鈴木筆藏	梯起寺下陣	3.17
	赤井隼人	正念寺下陣	3.17
3.18	猪狩玄哲	梯起寺下陣	3.17
3.18	松崎三平・織笠吟次郎	小林祐藏是度之内	3.18
	橋本又三郎	小荷駄方下陣	3.20
3.20	山本與兵衛・今村司馬	船越町佐藤与之助旅宿	3.21
3.21	長坂良造	小荷駄方下陣	3.25
3.25	山辺次右衛門	御賄所二階	3.30
4. 1	長瀬丈助	西禪寺下陣	4. 9
4. 8	原小太郎・今村喜久衛・安藤郷右衛門・土田與市郎・加藤助之丞・長谷川虎四郎・山本與兵衛・増田四郎三郎・饗庭伊太夫・平井藤三郎・大島左膳・土方大八・福井伴藏・奥村金三郎・加藤四蔵之助・新井太津之・高嶋秀輔・佐久間新十郎・中村郡兵衛・福嶋金吾・山辺次右衛門・片寄三十郎・芝者津五郎・内田千之助・太田仲之進・山本主税・樋口友衛・猪狩宗吉		
4. 9	関金吾・山部衡平	西禪寺下陣	—
4.13	三上宗造・鈴木不二藏	小荷駄方下陣	4.12
4.15	井上貞太郎	灘屋宗八宅	4.15
	御刀番・御中小性	天王寺屋利兵衛宅	4.16
4.18	金沢此面・内藤清太夫・後藤藏人	天王寺屋利兵衛宅	4.19
4.20	赤井隼人・忍鍋五郎・後藤力・佐野伊達弥・川路平六・三松直三・加藤省三	吉新宅	4.20
4.21	鶴沼隼太・今西忠四郎・江上錦吾・津村勝之助	吉新宅	4.21
4.25	三友鼎介・山室章藏	吉文字屋下陣	4.24
	岡崎安藏・大藤實藏・猪狩三喜・保田長之介	正念寺下陣	4.26
4.26	堀兵庫	船入へ(引移見合)	4.26
4.27	井上隘太郎・安藤土岐之・伊東金太郎・山辺鐵治	同心和田清蔵二階	4.28
	羽生龜太郎	梯起寺	—
4.29	金澤此面	柳磨	5. 1
5. 1	和田大六	米市東之方巻番下陣	—
5.19	安藤郷右衛門	本願寺船入下陣	—
	増田四郎三郎	本願寺船入下陣	5.19
5.20	石原勝太郎	病気につき本願寺船入下陣	5.20
	山辺次右衛門	正念寺下陣	5.20

長州戦争と譜代延岡藩 — 「御用部屋日記」から — (大賀郁夫)

月日	繰替者	繰替先	繰替日
5.20	金澤此面	姫路屋和助宅	5.19
6.7	四屋行藏・遠山瀧之助・新井国之助 原小太郎・加藤助之丞・長谷川虎四郎・山本與兵衛・饗庭伊太夫・太田仲之進・佐久間新十郎・山本主税・新井太津之	綿源別荘 光智院	5.30 6.7
6.15	井上隘太郎・安藤土岐之・伊東金太郎・山辺鐵治	萩屋仁平宅	6.16
6.16	津村勝之助	伊賀吉宅	6.16
6.17	猪狩三郎右衛門・泉三郎兵衛・志津幾治・荒井味喜左衛門	和田清藏二階	6.17
6.17	大嶋左膳	伊賀吉宅	6.16
6.20	大里海平	姫路屋和助宅	6.16
6.21	原小太郎・加藤助之丞・長谷川虎四郎・山本與兵衛・新井太津之・佐久間新十郎・福嶋金吾	西禅寺下陣	6.20
6.23	芳賀友衛・渡部與次兵衛・露嶋斉悦・志賀万之助	光智院	6.24
6.23	上田良之進・山崎市右衛門	裏門東長屋二階	—
6.26	土方大八	病気につき武田勘左衛門下陣	6.26
7.1	三松圭三	目賀田亀太郎長屋之内	7.1
7.1	加藤録右衛門	伊賀吉宅	7.1
7.1	猪狩玄哲	光智院	6.30
7.3	渡辺銚太郎	西禅寺	7.2
7.3	土谷登之助	西禅寺	7.3
7.5	曾根初之助・武田牛太郎	伊賀吉宅	7.5
7.5	山辺次右衛門	西禅寺	—
7.7	駒木根幸右衛門・上田良之進・山崎市右衛門	小荷駄方下陣	7.7
7.8	原田三右衛門・村上逸馬・濱松玄七・羽生龜太郎・松崎三平・長坂良造	鳥羽屋儀兵衛宅	—
	児玉輔之進	西善寺	—
	鈴木不二藏	屋敷内御所	—
	勢山篤之助	病気につき尾張屋新助宅	—
	新井唯四郎	篤之助看病として同所	—
7.9	新妻文治	姫路屋和助方	7.8
	河原真澄	正念寺下陣	7.8
7.10	若杉新十郎	屋敷御所	7.9
	小野門十郎	姫路屋和助方	7.10
7.11	山部衡平	綿源別荘	7.11
	勢山増次郎	小林祐藏長屋二階	7.11
7.13	新井唯四郎	梯起寺	7.13
7.18	片岡清一郎	米市東之方壺番下陣	—
	新妻文治	梯起寺下陣	7.18
7.18	大嶋左膳	西善寺	7.17
	猪狩宗吉	病気につき梯起寺	7.18
7.22	四屋行藏	深野幸兵衛始下陣	7.23
	遠山瀧之助	大内延助始下陣	7.23
	新井国之助	井上精太郎始下陣	7.23

(註) 慶応元年七月八日～二年七月二十二日「下陣繰替断帳」(内藤家文書 1-9-236) より作成。

及挨拶

金壺朱ツ、御台所新組 児玉助三郎

郷組 関実助

錢三百文ツ、妙徳寺御賄方焚出

人足六人³⁾

妙徳寺では日々諸芸稽古が行われており、その世話に対して台所新組の児玉助三郎と郷組関実助へそれぞれ金一朱、また賄方焚出し人足六人には錢三〇〇文が下賜されている。各人が又者として召し連れた者たちには講武所で鍛錬稽古への参加が認められており、鎗術は三日、鍛術は八の日と心得、五半時～九時まで稽古に励むよう主人へ指示している。⁽³²⁾

(二) 巡邏出役

七月朔日、夕七時半ころに松前伊豆守から呼び出しがあり、留守居添役仮役近藤速水が出頭したところ、次のような書付を渡された。

内藤備後守

御旗本御後備被仰付候ニ付而者、御在坂中人数差出昼夜厳重巡邏致し、若怪敷者有之候ハ、見掛次第無用捨召捕可申旨被仰出候、尤場所之儀者大目付・御目付可被談候、徳川玄同殿・松平丹波守儀も同様被仰付候間可被申

合候⁽³³⁾

滞坂中、政挙は徳川玄同（尾張・慶徳）と松平丹波守（信濃松本・光則）の三家で指定村々を巡邏することを命じるといふものである。延岡藩ではこの巡邏を「御公務」と位置づけ、詰番である番頭堀兵庫・大嶋新四郎・相木森之助へ通達した。⁽³⁴⁾

五日、徒目付組頭・小人目付より巡邏場について三家で申し合わせるよう指示があり、延岡藩は鳴野村・天王田村・中濱村、尾張藩は本所村・西今里村・東今里村・大今里村、松本藩は永田村・左専道村・深江村をそれぞれ警固・巡邏することになった（巡邏担当村々略図参照）。その際延岡藩留守居成瀬老之進が「万一捕押者有之節取計方之義」および「万一手余り候節ハ打捨不苦御座候哉」を問うたところ、前者については当該村役人へ引渡し、町奉行所や最寄りの目付へ報告すること、後者には「不苦旨」の返答があった。⁽³⁵⁾

延岡藩が担当する村々は堂島新地五丁目の蔵屋敷からは引離れた場所にあるため、屯所として鳴野村庄屋善右衛門宅、年寄留三郎宅、百姓五兵衛・同五郎兵衛・同九兵衛宅が、また休息所は中濱村組頭田中四郎右衛門宅が充てられ、番頭以下がそれぞれ一〇日宛屯所に詰めた。その配分は示されていない。巡邏が始まった七月十一日から十二月二十九日までに支払われた屯所代銀は、使用した畳数に対して支払われており、畳数に応じて詰人が配されたと考えられる（第4表参照）。畳一帖につき銀一七匁の当たりで全畳数一六一帖五に対して銀一貫七四五匁⁽³⁷⁾であった。

巡邏出役は、番頭・者頭・大目付各一人、給人三〇人、賄方・

医師一人・徒目付一人、足軽式一〇人・小頭一人、それに鞍置馬一疋となっている。

右者、此度巡邏被為蒙仰候付、明十一日五時方出役昼兩度・夜四度位ツ、程合見合可被相勤候、廻り場所附別紙相達候、尤給人江者御番頭方、御徒目付江者大目付方御通達可有之候、且又十日交替与可被相心得候

但、衣服之義ハ旅装并稽古着ニ而も不苦候⁽³⁸⁾

第4表 巡邏場屯所への謝礼

村名	屯所貸主	畳数(帖)	代銀(匁)
鳴野村	富三郎宅	38	646
	五郎兵衛宅	30.5	518
	九兵衛宅	35	595
	嘉右衛門宅 利助宅	14	238
中濱村	四郎左衛門宅	22	*374
合計		161.5	*2,745

(註) 慶応元年「御滞坂中萬覚帳」(1-9-235 12月28日条)より。*計算上の数字。畳1帖=銀17匁。7月11日～12月29日。

惣人数は番頭以下五〇人程に上る。

實際明十一日五時から出役し、昼は二度、夜は四度位宛一〇日交代で巡邏することが取り決められた。その際に巡邏行列帳が二冊作成され、一冊を番頭、もう一冊を者頭・大目付・賄方へ添紙にて渡ししている（巡邏行列図参照）。高桃灯持人を筆頭に弓張小頭、強盜桃灯持

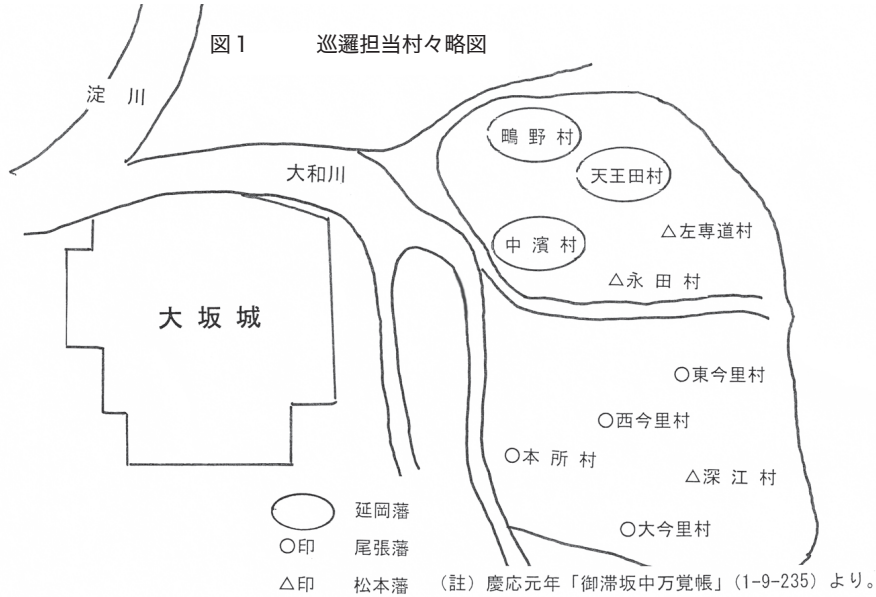


図 巡邏行列図

高桃灯 持人	弓張 小頭	袖からみ可持 足輕 強盜桃灯可持	六尺棒可持 同	同	同	弓張桃灯可持 同	同	同	同	強盜桃灯可持 同	同	同	同
自分桃灯勝手次第 高桃灯 持人	腰差桃灯 御者頭	袖からみ可持 足輕 強盜桃灯可持	六尺棒可持 同	同	同	同	弓張桃灯可持	同	同	同	同	同	同
同	弓張桃灯可持 同	自分桃灯勝手次第 高桃灯 持人	若党 但貸人 鎗持草履取兼 手前者	高桃灯 持人	六尺棒可持 雑手組 強盜桃灯可持 六尺棒可持 雑手組 強盜桃灯可持	同	弓張桃灯可持 同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	自分桃灯勝手次第 大目付	但貸人 若党 鎗持草履取兼 但手前者	同	弓張桃灯可持 御徒目付	同	同	同	同	同	同
高桃灯 持人	手鎗可持 侍 強盜桃灯可持 手鎗可持 侍 手鎗可持 侍 強盜桃灯可持	同	自分桃灯 同	自分桃灯 同	自分桃灯 同	自分桃灯 同	自分桃灯 同	自分桃灯 同	自分桃灯 同	自分桃灯 同	同	同	強盜桃灯可持
侍ヶへール持人	自分桃灯勝手次第 高桃灯 持人	自分腰差桃灯 御番頭	若党 老 但御貸人 鎗持兼草履取 但手前者	同	同	同	同	同	同	同	同	同	雨具長持持人 但桃灯も可入

(註) 慶応元年十一月朔日と十二月廿日迄「御滞坂中萬覚帳」(1-9-235)より。

足軽、六尺棒持足軽、腰差桃灯者頭、若党、鎗持草履取兼手前者と続き、殿（しんがり）は雨具長持持人であった。桃灯持や草履取は足軽が、銃持は給人が勤めたが、所持した武器はゲーベル銃のほかは手鎖・六尺棒の類であり、出役人数の割にはこうした旧式の武器を携えての巡邏がどれだけ有効であったかは覚束ない。

巡邏は一〇日交代で行われ、藩主政挙もほぼ一月に一度の割合で見廻りとして鳴野村を視察している。一年間の巡邏で特に目立った事件は起こっていないが、一度だけ鳴野・中濱両村で多人数の百姓たちが集まり不穏な状況になったことがあった。巡邏出役番頭の相木森之助からの報告は次の通りである。⁽³⁹⁾

慶応二年六月二日夜九時前（十二時頃）、いつも通り鳴野村を巡邏していたところ、百姓たちが多人数集まっていたため聞いたすと相談事があるのだという。篝火が焚かれ不穏の様子であった。百姓たちが言うには、同村の搗米屋へ数人で押しかけ借用米を出すよう掛け合ったところ、米一斗だけ渡されたということだった。中濱村からも村内が不穏であるので早々に見廻ってくれるよう歎出があった。早速巡邏人数を差配する旨を伝え、追々状況は変化するだろうが、まずは取り敢えず報告するということがあった。

この状況を留守居から幕府目付へ報告するかを相談したところ、粗々大略を早々に報告したほうがよいことになり、もし手遅れになり騒動に発展すればそのままでは済まず心配していると上申した。目付戸川鉦三郎の公用人からは速やかに諸方面へ指示すべとの返事が留守居にあった。その後追々巡邏場より報告があり、

百姓たちは一旦はその場を引き払ったものの、各所に五〜七人が集まっており「不安心之模様」であったため、給人七人と相応の足軽を差配して欲しいとの申し出があり、給人七人・足軽一〇人を増詰させた。三日夕方、番頭相木から用人長谷川許之進まで手紙で知らせがあり、今朝戸川へ届けたところ同人の指図により、御徒士目付平井仙之丞・片山直太郎を派遣したので昨夜からの経緯を説明した。程なく代官内海多次郎と手代中津順作が取扱いのために出役し、昨夜からの藩の対処を謝すとともに今後の指図を願ひ、また藩重役中へも高配を謝した。もっとも未だ落着はしていない旨を伝えた。

四日、相木へ代官手代中津より次のような申し出があった。

以剪紙致啓上候、然者昨日從御意置候当村難波罷在候もの共凌方之儀、村内身元ケ成ニ暮居候もの共白米拾石為差出、難波人共江安直段ニ売渡候間、右ニ而差向凌方可致旨申聞候処、一同相悦ひ氣配立直、今朝ハ夫々渡世向ニ罷出鎮靜相成、最早人氣立候様子も不相見旨、村役人共拳而申立候間、猶精々心配いたし可遣旨申渡置候得共、此上之処御持場内、殊御人数御屯所も御座候間、自然事立候節者可然御取計置、其段御申越有之候様致度存候、右次第二付只今当所引払届坂いたし候間、左様御承知可被下候

右之段可得御意如斯御座候、以上

六月四日

中津順作

相木森之助様⁽⁴⁰⁾

難波者の凌ぎ方として、村内の富裕者から白米一〇石を供出さ

せ、難渋者へ安値で売渡したので凌ぎ方の可否を聞くと、皆々悦んで気配も立ち直り、今朝はそれぞれ渡世に出て鎮静して不穏な気配もない様子であると村役人たちが言う。まだなお心配しているものの持ち場内の人数もいて屯所もあるので、もし何かあった時はしかるべき処置をしてその旨を報告するようにしたい。こうした経緯から当所を引払い帰坂するのでそのように承知されたいとのことであった。

五日、鳴野村詰番頭相木からの手紙によると、鳴野・中濱両村は静謐になり、各人が農業に取り掛かった旨両村の庄屋から申し出があったので、増人数は本日引き揚げたということだった。⁽⁴¹⁾なお藩主政挙は七日、情況を視察するため鳴野村を見廻している。⁽⁴²⁾素早い対応により事なきを得たが、米価高騰と農村疲弊のなかで、対処次第では大規模な騒動に発展しかねない状況にあったことが窺われる。

一〇日交代とはいえ、屯所詰で昼夜の巡邏は重い負担であった。三月十日、巡邏出役が難渋しているとのことで、番頭以下給人へは金一分、足輕には同二朱を手当として給すとしたが、同十三日には金額を二倍に引き上げ、給人には金二分、足輕には同一分を、総勢一二五人に給している。⁽⁴³⁾

巡邏人数については、給人三〇人が従事していたが、三月二十二日には一二人を減じて一八人高(軍使出役時には一七人高)とし、足輕もこれまでの二〇人高を五人減じて一五人としてはと番頭・者頭・大目付・賄役へ打診している。⁽⁴⁴⁾その背景には、三月十九日には曾根初之助と佐々木小馬吉、同月二十二日には猪狩宗

吉が病気で引込むなど病人が続出し、彼らは歩行できない容体で船や駕籠を頼むほどであった。おそらくは脚気かと推測される。しかし四月になると治安の悪化が深刻となり、幕府大小目付より「当今不容易形勢ニ付人念懇ニ見廻り、夜中ハ猶格別勉強可致旨」⁽⁴⁵⁾を命じられ、八人増して二五人高としている。⁽⁴⁶⁾

六月七日、幕府は通告通りに長州藩に宣戦布告し、周防大島へ砲撃を開始した報は同九日暁に幕府触により知らされた。芸州口討手は広島藩が出兵を辞退したため、十三日に彦根・高田両藩が「一之先討手」に繰り上げられた。⁽⁴⁷⁾二十日、幕府目付より次のような廻状があった。

当地市中御取締筋之義、猶又嚴重可致旨被仰出候ニ付而者、御供之者共若当地おめて家来不足および、侍分又ハ中間小者其外抱入候節、中ニハ身元不明之者可有之も難計候間、新規抱入候ものハ篤与身元相糺抱入、兼而抱置候内ニ而も厚遂穿撃、不分明之ものハ早々其筋江差出候様取計、実直ニ御締相立候様可心掛候、尤一時之手数ヲ省糺方不致不明之もの迎暇遣し、事を為濟候様ニ而ハ、更ニ御取締不相立候間、決而右様之義無之様可被致候⁽⁴⁸⁾

市中取締りのため人手不足ではあるが、新規に身元不明者を召抱えることがないよう、また既に召抱えている者でも身元を調べ上げ、不分明の者はその筋へ差出すことを命じている。

これをうけて巡邏場の番頭大嶋新四郎へは月番用人より次のような手紙を出している。

当地市中御取締筋之儀、猶又嚴重可致旨被仰出候付而ハ、当地

御警衛之諸家其外ニも手当人足屯所之類怪敷者不入込様可心付旨、且時宜ニ寄巡邏之向不時見廻も可有之旨、御警衛之向江相達候間、怪敷者入込候様之風聞も有之候ハ、巡邏之向江可被達段、昨夕御目付中様方御廻状御到来ニ付、巡邏詰御番頭大嶋新四郎江月番善感以手紙相達⁽⁴⁹⁾

屯所に怪しい者が入込まないよう心付け、時宜により不時見廻りもあること、怪しい者が入込むという風聞もあれば巡邏向へ知らせるよう命じている。

六月二十五日、藩は巡邏出役が難渋しているとして、給人一二人に金一両、足輕には金一分を手当てとして支給した⁽⁵⁰⁾。各藩境口で幕府軍の苦戦・敗戦が続くなか、諸藩には石州口・上之関口などへ応援が命じられ、二八日、延岡藩は松本・田辺（舞鶴）兩藩とともに芸州口の応援が命じられた。翌日、登城した政挙に「出張之訳を以」金三五〇〇両が下賜された⁽⁵¹⁾。藩は「昨年来之御滞陣必至之御場合、乍御心外何分御手不被為届」として、中小姓組以上金五両宛、組外役人へ三両三分宛、番組以下に二両二分宛手当を給している。

さらに、ようやく現実味を帯びた出陣に向けて次のように心構えを説く。

御供之用意相調候ハ、英氣相養、且訣飲之心情も可有之候間、御発途前日迄ハ対飲不苦候、尤猥成義ハ勿論、市中酒店等江参候義ハ不相成候⁽⁵²⁾

芸州口応援を命じられた延岡藩に対して、幕府は六月末で巡邏出役を免じ、都合次第引き揚げるよう命じた。七月一日、鳴野村

屯所に詰めていた者たちは一斉に引き揚げ、ほぼ一年に及ぶ鳴野村・中濱村・天王田村での延岡藩の巡邏は終焉した。

(三) 病人への対処

ほぼ一年におよぶ大坂での生活環境は、藩主政挙をはじめ給人や足輕・家中又者に至るまで大変厳しいものであったことは想像に難くない。実際に滞坂中には少なからずの病人・死人が出ていく（第5表参照）。

着坂間もない翌七月七日、取次役の長尾金八郎が病氣養生を理由に延岡へ下されることになり、熊倉元敬が添役として同行した。

一長尾金八郎^{御取次}義病氣ニ付、為養生延岡へ御下被成、支度次第可罷下、尤快気次第早々可罷登旨、熊倉元敬義金八郎病氣ニ付、為病用立帰御添被成御下可然与逐相談、釜八郎江小太郎方、元敬江ハ善感方申談之候、尤兩人共明八日御手船渡栄丸江乗組罷下可申旨申談之⁽⁵³⁾

兩人は翌八日、御手船渡栄丸に乗船し延岡へ帰国した。

病氣のために延岡へ返された者は給人ばかりではない。在所延岡領内の村々から徴発され大坂まで連れてこられた百姓たちも、病気になる者が少なくなかった。八月十五日に家老穂鷹内蔵進は、手前雇若党である南方村野田門の甲斐今朝治を病氣養生のため、傳通丸で延岡へ帰国させることを届出ている⁽⁵⁴⁾。また九月十五日には用人曾根富弥が、自分雇の槍持・草履取である恒富村三瀬門房吉が病氣のため、御手船大通丸で在所へ帰国させることを届出ている⁽⁵⁵⁾。大分郡片嶋村から登坂していた仁平は、病気で帰国するこ

第 5 表 病人等への対処

月日	病人	役・身分	症状ほか	対処法
慶応 1 (1865)				
7. 7	長尾釜八郎	取次役	病氣	8 日渡栄丸で延岡へ
	熊倉元敬	釜八郎添人		〃
	岡富村貸人進治	槍持・草履取	病氣	揚人へ
7. 9	渡部太三郎	下目付徒士	病氣養生叶わず昨夜死去	本日葬送
7.10	齋庭伊太夫弟進吉郎		今昼死去	取置に 5 両貸金
7.21	三宅三之助		病氣	着坂の宝吉丸に残る
	橋本又三郎		〃	〃
	原田武三		〃	〃
	岡部六蔵		〃	〃
	岡部泰平		看病人	〃
	新妻直之助		病氣	24 日手船積善丸で延岡へ
	今西立之助	大砲方	〃	〃
	三宅仙蔵	中小性	〃	〃
	三浦玄昌		立帰添人	〃
	三宅敬之助		直之助ら看病	〃
7.23	甲斐浅吉	台所新組	病氣	24 日手船積善丸で延岡へ
8. 4	内藤精太夫倅勇	巡邏場出役	病氣	8 日下陣正念寺へ引取
	内藤精太夫		倅勇の看病	〃
8.12	近藤主税進自分雇	草履取	病氣	手船傳通丸で延岡へ
8.15	南方村甲斐今朝治	若党	病氣	手船傳通丸で延岡へ
	出北村・豊吉	槍持・草履取	病氣	16 日傳通丸で延岡へ
	町原廣治	次右筆	〃	〃
8.17	加藤勝太郎		病氣養生叶わず昨夜死去	〃
8.28	野村丈右衛門		病氣	養生のため延岡へ差下
	金丸直右衛門	徒士	〃	〃
9.11	小野元三郎	小性瀧蔵弟	病氣養生叶わず今朝死去	〃
9.12	三宅数之助		新妻直之助ら看病	立帰差添
9.14	岡富村・源四郎	槍持・草履取	病氣	16 日手船大通丸で延岡へ
9.15	恒富村・房吉	草履取	〃	〃
	出北村・孫四郎	槍持・草履取	〃	〃
	南方村・林蔵	自分雇	〃	〃
	川内名村・伸治	〃	〃	〃
	(堀兵庫召連者)	召連草履取	〃	〃
9.28	成瀬老之進雇吉蔵	自分雇	〃	暇差遣す
10. 1	南方村・源介	(足軽カ)	病死	諸入用金を差下す
10. 8	稲葉崎村・久四郎	槍持・草履取	無抛差支	暇差遣す
11. 7	内藤勇	内藤清太夫倅	病氣	14 日傳通丸で延岡へ差下
	遠山熊太郎		〃	〃
	三上桐太郎	三上宗造倅	〃	〃
	平井八兵衛	平井富三郎弟	〃	〃
11.10	鶴沼光沢治		病氣	14 日傳通丸で延岡へ差下
11.12	栗野名村・三太郎	草履取	病氣	14 日傳通丸で延岡へ差下
	博勞町・千次郎	召抱	〃	〃
	山田清助		〃	〃
	原田輝太郎抱者	槍持・草履取	母病氣のため	〃
11.13	新名清太郎		病氣	14 日傳通丸で延岡へ差下
	古川松治	郷足軽	〃	〃
11.20	原田寿恵治	巡邏出役	病氣	巡邏出役交代
	町野米吉	〃	〃	〃
12. 5	相木森之助	番頭	風邪	引込養生、28 日快方出勤
12. 7	岩戸村・代作		病死	取置代 1 両 3 ほか下さる
慶応 2 (1866)				
1.13	黒木村蔵治		病死	諸入用金 2 両 2 ほか手当
2.22	北方村・嘉市	近藤主税若党	病死	〃
2.25	人足 18 人		病氣	26 日渡栄丸で延岡へ差下
3.14	芳賀傳次	徒小頭・徒目付	病氣	江戸表へ差下
	樫村蔵治	小荷駄方手附	〃	〃
	樫村柳雪	坊主	〃	〃
	中宮亀吉		〃	〃
3.19	曾根初之助	巡邏出役	病氣	巡邏場引込
	佐々木小馬吉	〃	〃	〃
3.22	猪狩宗吉	〃	病氣	歩行困難で船参着次第退番
	猪狩虎吉		宗吉看病	代人差配

月日	病人	役・身分	症状ほか	対処法
4.14	南方村・啓次郎		病氣養生叶わず病死	諸入用金2両2ほか下さる
4.17	飛鳥井佐助	三友伊左衛門組	病氣養生叶わず昨夜死去	19日神恵船で延岡へ差下
	津村勘兵衛		病氣	〃
	大見作兵衛		〃	〃
	谷口時輔		〃	〃
	鈴木虎太郎		〃	〃
4.25	城戸勝三郎	地方同心雇	(病氣)	延岡へ差下
5.2	長友金平次	井上宗太組	病氣	2日大通丸にて延岡へ差下
	飛鳥井誠助	三友伊左衛門組	〃	〃
	甲斐熊治	郷足軽	〃	〃
5.29	大橋織之助	勘定人	腰痛	摂州有馬温泉へ湯治願
6.4	大分郡片嶋村礼市		病氣養生叶わず病死	諸入用金2両21下す
6.5	奥野初治	三友伊左衛門組	昨夜病死	
6.7	(西禪寺家内)		大病人	光智院借受引移す
6.23	豊後見目村定八		病死	諸入用金2両21下す
6.29	山陰村・門吉		病死	諸入用金2両21下す
7.10	出北村・宇吉		病死	諸入用金2両21下す
7.12	稲葉崎村・久四郎	新妻宗太雇	病氣養生叶わず昨夜病死	
7.13	岡富村・辰治	川名金蔵雇	病氣	14日宝吉丸で延岡へ差下
	分城村・林助	穂鷹内蔵進抱	病氣	〃
	馬服亀三郎	〃	病氣	14日宝吉丸で延岡へ差下
	甲斐新助	〃	〃	〃
	染矢新吉	堀兵庫組	病氣	14日宝吉丸で延岡へ差下
	染矢元吉	〃	〃	〃
	佐藤次郎七	大嶋新四郎組	〃	〃
	富高浅右衛門	和田大六組	〃	〃
	鈴木良吉	佐々登之助組	〃	〃
	鈴木直治	井上惣太郎組	〃	〃
7.28	金沢此面		病氣	御供困難
	津村勝之助		〃	〃
	小野八十郎		〃	〃
	山部衛市		〃	〃
	城戸善太郎	井上惣太夫組	〃	〃
	平坂喜三郎	〃	〃	〃
	西山勇四郎	柴田又蔵組	〃	〃
	山口熊四郎	片岡清一郎組	〃	〃
	広瀬瀨武治	新組	〃	〃
	児玉助三郎	〃	〃	〃
	牧実助	郷組	〃	〃

- (註) 1-9-235 慶応元年六月廿九日方十月迄「萬覚帳」
 1-9-235 慶応元年十一月朔日方十二月廿九日迄「萬覚帳」
 1-9-237 慶応二年正月ヨリ五月迄「萬帳」
 2-10-34 (慶応二年六月～七月)「大坂滞在仁日記」

とになったが、同村の礼市が大病であるのに捨置いて自分だけが帰国しては同村人や礼市の親類に申し訳が立たないとして、病氣でありながら昼夜附添い看病したとして酒代銭四貫文を下賜されている。⁽⁵⁶⁾

万が一、雇人が滞坂中に死亡した場合、藩は葬儀を出して諸入用費を与えた。七月八日夜中に病死した下目付・徒士雇の渡部太三郎の件を届出た伊東六郎は、翌日の葬儀では葬主を務め、定式通り一日の遠慮し、さらに葬儀費の貸付を願い、貸金五両を下されている。⁽⁵⁷⁾ また、滞坂中の忌服については次のように通達している。

御進発ニ付為御聞被成候公儀御下知状之内、御出征中者親族之忌服受へからず、但父母之忌者三日勤番可相除旨被仰出候処、御憐愍之筋を以於御家者御滞坂中可成丈ケ定式之忌服為受候様被仰出候
 右之趣被得其意、御供之面々江不洩様可被申通候、尤支配有之面々ハ、其支配方江も申渡候様可被達候⁽⁵⁸⁾

例えば七月十日に饗庭伊太郎の弟進吉郎が病死した際には、伊太郎は実弟の続によ

り、また今村喜久衛とその弟弥永吉は父方従弟の続き、今村牛之助は母方従弟の続きであるとして、「定式之忌服」を受けると組頭に届出ている。

一方、在所から登坂して滞坂中に病死した百姓およびその関係者には諸入用金が下された。十月一日に病死した南方村野田門の源介には金一両三分と錢一貫二〇〇文、葬儀・埋葬に骨折ったとして下陣先の目賀田亀太郎へは酒代金二朱が下された。⁽⁵⁹⁾ また十二月七日に岩戸村五ヶ村門の代作が病死した際には、葬儀入用金一両三分と石塔代金二分三朱、世話人である下陣先の和田清蔵に酒代金二朱、梯起寺へ錢六〇〇文を下している。⁽⁶⁰⁾ 翌二年四月十四日に病死した南方村野地門の啓次郎の諸入用金は、金二両二分一朱・錢六〇〇分に増額されている。⁽⁶¹⁾

(四) 犯罪への対処

侍分以下中間・人夫まで含めると一五〇〇人近い者たちが、ほぼ一年間滞坂するなかで風紀の乱れは避けられず、藩は相次ぐ犯罪や問題行動に悩まされることになる。

藩主政孝の着坂間もない七月三日、藩は次のような掟書を作成して大目付へ渡し、一統へ見せるよう指示した。

掟書⁽⁶²⁾

- 一五人組加勢第一之事
 - 一五人組筆頭者勿論、相組之者異見不可背事
 - 一一己之趣意相立口論等無用之事
- 但、心得違致候もの有之候ハ、組合之越度之事

一総而申達等之義筆頭方申達候様可致事

一滞坂中外出無用之事

但、入湯・遠足其外不得止用向之節ハ主取江申達、可任差因事

一滞坂中無用之品調間敷事

一酒禁止之事

但、養生之為時あつて独飲用捨之事

右之條々於相背ハ急度被仰付方も有之候間、堅相守可申者也

蔵屋敷および各下陣の者たちを五人組に分け、申達などは組筆頭者から達すること、口論や滞坂中の外出は無用のこと、但し入湯・遠足などやむを得ない時は主取に願ひ指図を受けること、飲酒は禁止するが養生のため時々は用捨する、というものである。

巡邏場出役のほかは特に役目もなく、寺院境内などで諸芸稽古に励む者もいたが、戦場に出るわけでもなく大坂に停頓するだけの生活は漸次荒んでいった。滞坂中には多人数で問題行動を犯し、処罰されたものも少なくない。第6表は、滞坂中に処罰された者たちを書き上げたものである。

七月二十九日には、番頭堀兵庫組の足軽野崎巴弥吉以下一人が藩より処罰を受けている。

一堀兵庫組 野崎巴弥吉

右之者義、此度御供之砌分限をも不顧、不慎之事共相聞、御旅中半途ニも不至、以前不都合之義申達、剩於宮駅対朋輩不法之義有之、旁以輕キ身分与者乍申、御出陣中弁も可有之処無其義、不都束至極ニ付急度可被仰付処、格別之以御

第6表 滞陣中の懲罰関係

年月	所属・組・役	氏名	処罰	処罰理由	備考	
慶応元年 7.29	堀兵庫組	野崎巳弥吉	逼塞	分限不顧不慎、不都合申達 不都束至極	差控不及 8.29 免	
	柴田又蔵組	加茂林虎治	遠慮	〃	差控不及 8.19 免⇒在所へ下 差控 8.2 免	
	大嶋新四郎組	津田直吉	用捨・入念	〃	差控不及 8.24 免	
	井上惣太夫組	古川久治	遠慮	〃	〃	
	村上七之丞組	牧野田三右衛門	用捨・入念	兼々心得方不宜不埒之至	差控不及	
	堀兵庫組	柳田国治	〃	〃	〃	
	大嶋新四郎組	伊東勇吉	〃	〃	〃	
	和田大六組	甲斐安右衛門	〃	〃	〃	
	〃	松田新四郎	〃	〃	〃	
	〃	小田国之助	〃	〃	〃	
	柴田又蔵組	村岡兼太郎	〃	〃	〃	
	〃	早川浅治	〃	〃	〃	
	加藤助之丞組	甲斐新太郎	〃	〃	〃	
	〃	甲佐辰之助	〃	〃	〃	
	佐々愛之助組	城戸勝三郎	〃	〃	〃	
	井上惣太郎組	平岡為三郎	〃	〃	〃	
	〃	佐藤金太郎	〃	〃	〃	
	〃	年森久之助	〃	〃	〃	
	三友伊左衛門組	矢野初治	〃	〃	〃	
	8.10	惣馬印支配給人	長瀬多七郎	遠慮	自憚二他行致、游惰之手初不 都束之至	8.25 遠慮免
9.15		本吉右吉	〃	9 日於酒屋心得違不都束	9.24 免	
		半田於武	〃	〃	〃	
		今村廉之進	〃	〃	〃	
		新妻文治	〃	〃	〃	
		猪狩虎吉	〃	〃	〃	
9.16		山部衡平	〃	1 日於酒屋心得違不都束	10.2 免	
		鈴木基輔	〃	〃	10.2 免	
		長坂良造	〃	〃	10.2 免	
		加藤伊織	〃	〃	9.26 免	
		町野栄吉	〃	不都束	9.26 免	
10.8	稲葉崎村	久四郎	〃	無抛差支有		
10.13	仲士頭	伊太郎	暇	檀方鉄炮玉欠数不足不都束		
	仲士	善蔵	仲士頭召放	〃		
	仲士	房吉	仲士召放	〃		
	仲士	惣吉	屋敷出入留	〃		
	仲士小頭	喜兵衛	叱流	〃		
	仲士	一統	叱流	〃		
12.21	加草村賄方人足	土松	押込	正念寺下陣賄焚出焦米差下	12.24 免	
	庵川村賄方人足	国太郎	〃	〃	〃	
慶応二年	3.5	中渡川村人足	清吉	囲場 15 日手鎖	金子名替企て不都束	
		宇納間村人足	安次郎	囲場 5 日手鎖	〃	
	3.11	北方村人足	芳松	〃	〃	
		神門村人足	孫太郎	囲場 30 日手鎖	金子名替企、賭勝負不都束	病気につき延岡 賭勝負不都束
		恒富村人足	熊吉	囲場 15 日慎	〃	
		岡富村人足	梅吉	〃	〃	
		大貫村人足	磯吉	〃	〃	
		栗野名村人足	喜市	囲場 5 日手鎖	〃	
		中町人足	清助	〃	〃	
	七折村人足	徳弥	〃	〃		
	4.13	皮買入方商人	見原儀助	手鎖俣差下	買入牛馬鹿皮不審	手鎖にて延岡へ
	4.27	井上惣太夫組	佐藤金太郎	叱流・差控	困留者困拔し取方不念	
	7.1	赤井隼人主取	三松圭三	御供御免	悔悟心薄不埒所業不都束	隊外にて御供
津村勘兵衛組		平塚熊治	御供御免遠慮	如何敷流布聞不都合	隊外にて御供	

(註)「萬覚帳」(1-9-235)・「萬帳」(1-9-237)・「大坂滞在中日記」(2-10-34)より作成。

憐愍逼塞被仰付候

右之趣可被申渡候⁽⁶³⁾

已弥吉が具体的に何を犯したかは不明であるが、「分限をも不顧不愼」「不都合之義申達」「対朋輩不法之義有之」などを挙げ、「不都束至極」と叱責しながらも、「逼塞」で済まされている。大嶋新四郎組の津田直吉や柴田又蔵組の加茂林虎治・井上惣大夫組古川久治らも、「不屈之段」「不埒之至」「不都束之至」としながらも「差控」や「遠慮」だけであり、直吉は八月二日、虎治は同月十九日、久治は二十四日、已弥吉は二十九日にそれぞれ免じられているが、虎治は在所延岡へ帰国させられている。ほかの一五人は「被仰付方も可有之処此度ハ御用捨被成、以来万端入念、常々身之程をも相守可申候」と、「用捨」となっている。

また、江戸から出陣している番勤・惣馬印支配給人である長瀬多七郎については八月十日に次のような処分を受けている。

長瀬多七郎

其方儀、組頭方同部屋詰之面々主取も無之、年長之儀ニも候間万端心を用候様申論も有之、此度銃陣江出席致候様及沙汰候処、存寄之筋世話致迄申出、未挨拶をも不承自保ニ他行致候段、御沙汰後未日数も不相立内、游惰之手初ニも相成候段不都束之至ニ候、右者聊出陣中諸芸御引立筋ニ相聞候儀ニ付、急度も可被仰付処御用捨を以遠慮被仰付候、相愼可罷在候一長瀬六之助義、親多七郎遠慮被仰付候付、恐入差控伺中根甚平を以組頭内蔵進迄申達候付、差控罷在候様及挨拶⁽⁶⁴⁾

銃隊への出席をめぐって「未挨拶をも不承、自保ニ他行致」こと

が「游惰之手初」にもなり、出陣中の諸芸鼓舞に悪影響になるとしてしるが、「遠慮」を命じられただけであった。多七郎の子六之助も差控となったが、多七郎・六之助ともども同月二十五日に免じられている⁽⁶⁵⁾。

九月一日には大砲方の鈴木基輔・長坂良造・加藤伊織が、また九月九日には本吉右吉・半田於武・今村廉之進・新妻文治・猪狩虎吉・山部衡平ら六人が、おそらく町場の酒店で暴れたのである⁽⁶⁶⁾。「於酒店心得違」との理由でそれぞれ「遠慮」を命じられた。滞坂中の外出禁止と禁酒の掟書に背いた罪科であったが、鈴木らは十月二日、本吉らは九月二十四日に「遠慮」を免じられている⁽⁶⁷⁾。十月には仲仕頭伊太郎ら仲仕ら四人が、武器類を保管してあった櫓方の鉄炮玉を流用したとして召放・屋敷出入りを禁じられるなど不祥事が相次いだ⁽⁶⁸⁾。

掟書では無用の外出が禁止されていたが、門限を設けても守られていなかったようで、翌二年正月には次のように通達している。

一御滞坂中御門限之儀、御供之面々ハ暮八時、定詰之面々ハ夜五時限、其後出入致候ハ、御供之面々ハ大目付、定詰ハ居付御徒目付江出入共申達候処、近頃心得違之趣も粗相聞不埒之至ニ付、以来猶又心得違無之様可致候、尤御門限於他出御用向手聞取、御門限切レ候見込之節ハ、其段申達置御門出可致候、且又御門出先々ニ而無扨御用向出来候歟、又ハ病氣故障等ニ而帰宅手聞取可申節ハ、右先々方居残之面々之内江申越、大目付・御徒目付江申達候様御沙汰被成可然与逐相談、其段大目付へ善蔵方申談、定役江茂許之進方申談之⁽¹⁰⁾

供人は暮六時、定詰人は夜五時と定められ、それ以後の出入りは供人は大目付、定詰人は御徒目付へ申請するよう決められていたが、心得違いの者が多く藩は遵守を強く求めている。さらに門限に間に合わなくなる場合はその旨を門出時に申告し、急用や急病故障等で帰宅が遅れる場合は、先々から居残りの者たちに知らせよう命じている。掟書の無用外出禁止条項は全く機能しておらず、門限もかなり緩和されており、滞坂する供人たちに大幅に譲歩した形になっている。

滞坂が長期化するにしたいがい、足軽や人足ら軽輩者の犯罪がますます増加するようになる。慶応二年三月に、在所からの軍役人夫たちが処罰されたのは次のような罪状による。

一人足之内不埒之義有之趣相聞候付、御賄方方為相糺候処、

左之通申達候付、申達之通申渡候様及挨拶

中渡川村 清吉⁽⁷¹⁾

此者義、御軍役人足として登坂罷在候処、病氣ニ而帰国御聞濟相成居候神門村孫太郎与申者江金子等差出申合せ、名前替之義相企候趣不都束至極ニ付、急度被仰付方も可有之処、格別之御憐愍を以御屋敷於囿場日数十五日手鎖被仰付可然哉奉存候

軍役人夫として中渡川村から登坂した清吉が、病気で帰国を聞き届けられた神門村孫太郎へ金子を出して共謀し、「名前替」を企てたというものである。「名前替」とは名義替えのことであろうか。清吉は屋敷囿場で一五日間の手鎖に処せられた。相手の神門村孫太郎については、

此者義、去夏以来御軍役人足として登坂罷在、病氣ニ付帰国御歎願申上候処、御聞濟罷成候身分として、中渡川村清吉方金子取出名前替等相企、其外当正月中賭勝負いたし候趣不都束至極ニ付、急度被仰付方も可有之候処、格別御憐愍を以御屋敷於囿場日数三十日手鎖被仰付可然哉、尤病氣之義ハ相違無御座候間、是又格別之以御慈悲手鎖御免之上ハ帰国相成候様仕度奉存候⁽⁷²⁾

清吉との「名前替」に加え、正月中に賭勝負をしたということで、屋敷囿場で三〇日の手鎖という処分であった。但し、病気であることは事実であるため、手鎖期間が済めば帰国させたいとしている。このほか宇納間村安次郎と北方村芳松は数日社参に出たこと、⁽⁷³⁾恒富村熊吉・岡富村梅吉・大貫村磯吉・栗野名村喜市・中町清助・七折村徳弥らは賭勝負をしたことで、手鎖や慎などに処されている。⁽⁷⁴⁾

こうした風紀の乱れは「抱中間諸国寄合者共之御門外悪風自然与見習、全以愚味方風与心得違相生候段無相違相聞申候」と、大坂停頓が長期化するに伴い、中間たちが諸国の悪風に感化されたためだと認識はしているものの、事態は深刻であった。

藩は四月、次のような口演を各下陣の人足たちへも申渡している。

口演

御供滞坂之面々家来共、諸士江対無礼無之様兼々主人方申付置候事ニハ候得共、猶又心得違無之様厚可被申付事

御賄役江

御軍用人足共、諸士江対し無礼無之様兼々申付置候事ニハ可有之候得共、猶又心得違無之様厚可被申付事⁽⁶⁾
 滞坂の供人や人足たちが諸士に対する無礼が目に残るようになっていたことが背景にある。さらに五月には質素儉約を厳命する書付を出している⁽⁷⁾。

一組外以下之面々心得違之者も有之哉ニ相聞候付、左之通御沙汰被成可然与遂相談、左之向々呼懸御書付右通ツ、別番志通ツ、相渡、支配之内組外之者江為申渡候
 御側役 御普請奉行 御櫓奉行 大目付 御勘定頭 小荷駄方 御賄役 御坊主頭 御納戸役
 組外以下之面々、当御時勢諸事質素被為復度、兼而被仰出も有之、銘々心得有之候者勿論候得共、中ニも身分不相応之品相用候者有之哉ニ相聞、士分ニも紛敷如何之事ニ候、猶又御時合厚相弁へ、心得違無之様可心掛事
 此御書付御番頭・御者頭江も相達
 右彦通
 組外江之別番
 馬乗袴之仕立并差下駄之類、非分之品相用不申様心懸可申事
 右彦通

大坂という大都市で流行していたのであろうか、組外以下の者たちが身分不相応の品々を用いるようになり、士分と見まがうと嘆息する。足軽へは次のように命じている。

一諸士江対し高足遠慮可致候

第 7 表 滞坂・滞芸中の家臣手当

	組附中小性組以上	組外役人以上	番組・諸組足輕 大工・新組郷組	諸組足輕・新組 郷組・給地大工・	出典
慶応1年5月6日	金1兩宛	金3分宛	金1分宛		1-9-235 「萬覚帳」
7月6日	金1兩宛	金3分宛	金2分宛		〃
10月25日	金1兩2分宛	金1兩1分宛	金3分2朱宛	金2分3朱宛	〃
12月22日	金3兩宛	金2兩2分宛	金2兩宛	金1兩2分宛	1-9-235 「萬覚帳」
慶応2年2月3日	金1兩宛	金3分宛	金2分宛		1-9-237 「萬帳」
3月11日	金1兩宛	金3分宛	金2分宛		〃
4月21日	金1兩2分宛	金1兩1分宛	金3分2朱宛		〃
6月5日	金1兩宛	金3分宛	金2分宛		2-10-34 「在中日記」
〃	金2兩宛	金1兩2分2朱宛	金1兩1分宛	金3分2朱宛	〃
6月29日	金5兩宛	金3兩3分宛	金2兩2分宛		〃
9月10日	金2兩宛	金1兩宛	金2分宛		1-9-239 「覚書」
	(金1兩宛)	(金2分宛)	(金1分宛)		〃

(註) 1-9-235 「萬覚帳」、1-9-235 「御滞坂中萬覚帳」、1-9-237 「萬帳」、2-10-34 「大坂滞在中日記」、1-9-239 「御出陣御船中萬書」より。

一大小朱鞆并朱引
 一差下駄
 一馬乗仕立之袴
 はた

この内達は番頭・者頭から諸組足輕へ下達され、新組・郷組・大工類および当所同心へも同様に下達された。滞坂生活が難渋するとして手当金を要求する一方で、高級品を買い求めるなどしており、いっそうの生活苦に陥ることになるのである。ほぼ一年に及ぶ滞坂中、藩は一〇回ほど手当を支給している(第7表参照)。手当金は三グループに分けられ、目安として「組附中小性組以上」金一〜五兩、「組外役人以上」金三〜三兩三分、「番組・

諸組・足 軽・大工・新組・郷組「金一〇三分二朱が支給された。一回の総額は不明であるが、中間・人足を含めると一五〇〇人近い者たちへの手当金は毎回かなりの額に上ったものと考えられる。なお別

出役の面々には手当てとして一人金一分、足軽へは同二朱宛総人数一二五人に支給している。⁽⁷⁸⁾

三 広島出陣

(一) 広島出陣の拝命

慶応二年五月一日、最終的な長州処分が言い渡され、長州藩が請書を提出する期限は同月二十日と通告した。期限は二十九日に延期されたが返事はなかった。五月二十八日、老中本荘宗秀が先鋒副総裁として広島に、六月二日には小笠原長行が小倉に、さらに同月五日には先鋒総督徳川茂承が広島に入った。六月七日、幕府はかねて通告したとおりに長州藩に対して宣戦布告する。⁽⁷⁹⁾

六月四日、延岡藩留守居成瀬老之進が呼び出され、老中板倉伊賀守より「長防歎願書」を差戻したことを通達された。⁽⁸⁰⁾ これを受けて翌五日、藩は供人たちへ次のように通達した。

一 昨四日御留守居御呼出、長防歎願書御達ニ相成、追々諸手敵強
江出張之御模様ニも相聞候付而ハ、御供之面々江左之通御手当
被成下可然与遂相談達御聴ニも、右御書付大目付江相達、御供
之面々江為申通、御勘定所江も相断

大目付江

昨四日御留守居御呼出、長防歎願書御達ニ相成、追々諸手敵
疆江出張之御模様ニも相聞、就而者当表滞陣之面々も何時不
慮之変相生候も難計、依之必要之品為補修不取敢左之通聊御
手当被成下候

金式両 組附御中小性組

同壹両式分式朱 組外御役人

同壹両壹分 御番組并職人御大工頭・諸組足軽小頭・

棟梁大工

同三分式朱 諸組足軽・新組・郷組・給地大工

右之通被得其意、御供之面々江可被申通候。⁽⁸¹⁾

出陣を見越して必要物資調達の手当金である。

六月七日、幕府軍が大島口に來襲し戦闘が開始されたが、十七日に幕府軍が掃討されて敗北に終わった。⁽⁸²⁾

六月二十八日、老中から呼び出しがあり、留守居添役假役の近藤速水が出頭したところ、松平丹波守光則（信州松本）・牧野豊前守誠成（丹後田辺）とともに芸州口討手応援を命じられた。

内藤備後守

芸州口討手被仰付候間、応援之心得を以急速出張致し、松平三
河守・井伊掃部頭附属井伊兵部少輔・松平兵部大輔・松平備前
守・榊原式部大輔・脇坂淡路守可被申合候、尤為軍目付井上猪
三郎被差遣候、且又松平丹波守・牧野豊前守も今度同様被仰付
候間、得其意可被申合候。⁽⁸³⁾

翌日、登城した政拳に金三五〇〇両が下賜された。供人へは手
当として中小性組以上に金五両、組外役人に三両三分、番組以下

へ二兩二分宛に増額して支給された。⁽⁸⁴⁾ 広島への出陣が現実化するなかで、出陣の用意を調えたなら「英氣相養、且決飲之心情も可有之候間、御発進前日迄ハ対飲不苦候」と寛大な態度を見せるが、「猥成義ハ勿論、市中酒店等江參候義ハ不相成候」と釘を刺している。⁽⁸⁵⁾ なお討手応援を命じられたことにより、巡邏出役は免除となり、七月一日に鳴野村屯所から全員を引き上げている。⁽⁸⁶⁾ 藩では近藤速水・猪狩三郎右衛門・鈴木才藏・猪狩民藏・横山大七らに足軽一人をつけて、同月五日に広島へ「先出張」させ、⁽⁸⁷⁾ 後続の兵士たちには船中・着芸後の生活面での指示をしている。

口演

一 船中并着芸之上も銘々枕二ツ宛持參可致候事

但、家来も同断之事

一 滯芸中ハ成丈御いたわり被成度、蚊帳者御分御有合之分、芸

州江差送候筈候得共、当時御貸被置候付惣人数乗船後送出候

間、右着芸までハ御貸不被成候

一 御武具型御普請方御用物之分、船中宰領人少ニ而差支候間、

向々役方乗添取締り可申事

右之趣御供之面々江可被申通候、尤支配或面々ハ其支配型江

も申渡候様可被達候⁽⁸⁸⁾

各自腕を二つ用意することが命じられ、蚊帳は藩用のものを貸与するとしている。炎暑のなか兵士たちの健康面に配慮しているが、その背景には「近頃諸組足軽并人足共病人多⁽⁸⁹⁾」という事情があった。延岡から登坂していた人足たちのうち、七月十日に出北村宇吉、十二日には稲葉崎村久四郎が病死し、⁽⁹⁰⁾ 給人土方大八・染矢新

吉・同元吉・佐藤次郎七たち十数名が、十六日、城下商人北林万兵衛船宝吉丸で延岡へ帰国させられている。⁽⁹¹⁾

病人が次々に帰国させられるのに比べ、在所からの人夫補充は困難を極めた。七月五日付で老中板倉へ出した内慮伺の届書からは、悲痛な人夫不足の実態を伺うことができる。

備後守出張之儀ニ付、士分ハ病人少候得共、人夫至候而者過半之病人ニ而、其内不待交代差帰候者多、猶此節動も不得已差帰中ニ御座候、右者夏月農事尤劇敷勤励を極候折柄候処、此表江參候而者筋力を勞候事無之、饗月を重居血氣運動不宣ニ、水土之異を請候故御坐候、因而在所江飛船相立呼寄方申遣置候得共、兼而不如意之勝手向ニ付、火輪船茂所持不仕候得者、急速着芸出来間敷、右着不致内者此表方出張致候而も、其名而已ニ而其実無之、却而恐人候儀御座候、且人数高之儀昨年於此表差置候御届面方者相増繰出申度⁽⁹²⁾(後略)

人夫の過半が病人であること、交代を待たずに帰国していること、夏期の農繁期に大坂へ連れてこられるのは饗月を重ねるだけであることなどを挙げ、在所へ飛船を出して人夫を呼び寄せようにも藩には火輪船(蒸気船)もなく、至急の着芸はできないことを強く訴えている。人夫到着がないまま出陣しても実はなく、昨年差出した人数高より多く繰り出すので、在所より到着するまで出陣を猶予して欲しいと歎願している。

先発隊に続いて、中老原小太郎率いる一隊が広島へ向かうことになり、十八日には長期の滞坂を労うために大殿政義から送られた酒五樽が、原小太郎たち六三人に振る舞われた。⁽⁹³⁾ 翌十九日には

広島へ出陣する兵士たちの荷物が荷船に積み込まれ、二十日、小太郎以下兵士たちが乗船して広島に向かった。

一隊の各船は、小太郎ら一九人一艘、大砲方二人一艘、働士二六人二艘、者頭三人・太鼓役一人・足輕三二人の計二十九人一艘、銃陣隊一四人一艘の六艘、これに荷船として武具方二艘、宰領一二人の一二艘、小者布団二人へ一艘宛、総計は船二〇艘・人数一〇〇人近くに上る。⁽⁹⁴⁾ 中老役組が乗船出陣した旨、十九日付で届書が出された。

七月十八日付で原小太郎からの捷書が兵士たちに示された。

捷書

一出立之節方総而軍礼を以従事可被致事

一舟事総而船取締役可被任申旨事

一番員ニ而碇を上ケ、一番員ニ而出帆、鉦打候ハ、碇泊之事

但、馬船者非此限事

一碇泊之上上陸無用之事

但、無拋用事・入湯者格別、尤其節之頭主取及同船之筆頭江

被申聞、可被任其差凶事

一酒禁止之事

但、暑分ニ付薬用之為無拋相用候節ハ、其頭主取等方拙者

江被申聞候上、時宜ニ寄可差許事

右之条々堅被相守、支配及家来下々ニ至迄可被申渡、於違背之輩ハ屹度被仰付方可有之もの也

慶応二年七月十八日

原小太郎⁽⁹⁵⁾

出立時からすべて軍礼に従うこと、船事もすべて船取締役の指示

に従うこと、貝・鉦の合図、碇泊時には上陸無用のこと、酒禁止のことなどが定められている。酒については暑分につき薬用することは時宜により許可するとしている。

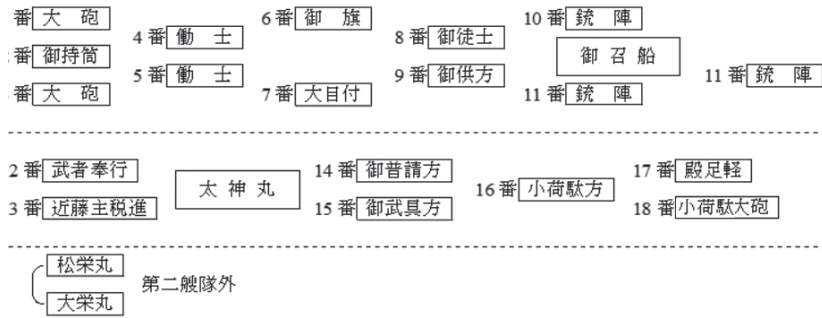
四口での対長州戦争は各地で幕府軍の敗走が続いた。芸州口では幕府軍先鋒の井伊・榊原両家の軍勢が苦戦しており、石州口では鳥取・松江・福山藩兵が惨敗し、浜田藩兵は浜田城を自焼した。また小倉口では小倉城を本営として、小倉藩兵のほか肥後細川兵・久留米有馬兵・柳川立花兵などが出陣していたが、戦況を見て肥後兵・久留米兵・柳川兵は帰国してしまう。切羽詰まった小倉藩は八月一日、やむなく小倉城を自焼した。⁽⁹⁶⁾

留守居成瀬は「公方様御所勞」の御機嫌伺いとして臨時登城を申請する。翌二十二日朝五時、政挙は供揃いで登城し、九半時に帰宅した。もっとも將軍家茂は二十日夕刻にすでに薨去しており、その死は八月二十日まで秘せられていた。その日成瀬が老中稲葉正邦に呼出され出頭すると、「其方ニも早々出張可被致候」との厳命があった。芸州口討手応援を拜命してひと月近くになり、政挙は漸く重い腰を上げ、二十八日に乗船し芸州表へ出陣すると届けた。⁽⁹⁸⁾

(二) 大坂から広島へ

政挙たち一行の大坂から広島までの動向は、「御出陣御船中覚書 御用部屋」および「為芸州口討手御出陣海陸日記 御側役」に詳細に記録されている。これらをもとに、政挙一行の足跡をたどってみよう。

図 広島出陣船団図



(註) 慶応二年七月～「御出陣御船中覚書」八月朔日条 (1-9-239) より。

七月二十八日夕七時過ぎ、政拳は大坂屋敷門前から召船住吉丸へ乗組み、七半時木津川の御手船積善丸へ乗り替えて碇泊した。⁽⁹⁹⁾翌朝六半時過ぎ、落合渡場まで下船してそのまま同所へ碇泊する。⁽¹⁰⁰⁾晦日は落合に滞船し、出帆したのは八月一日朝六半時である。五半時小路には泉州堺へ入船・碇泊した(広島出陣船団図参照)。船中では軍目付へ付添いの徒士目付・小人目付から問合書が出され、それぞれ留守居が次のように回答している。⁽¹⁰¹⁾

一 船中申合わせや合言葉などを承知したい。
 合言葉は夜討・忍びなどの節に用いるので、船中では特に定めてはいない。
 一 変事ある時の合図は。

万一路路で異変がある時は、昼夜見当ての船から空砲を放って合図し、諸船からも同様に空砲を放って応答する。

一 播磨灘先きは夜中の見張りが必要である。

一 夜中はかねて手配して巡邏警戒させる。

一 中軍左右の警衛および軍目付船の何れに備えているのか。

一 軍目付の召船は本船の後ろへ図のように碇泊されること。

一 島々近くを通船する時は、心附船主から申し出るよう通達してほしい。

一 なるべく心掛け、手抜きがないようさせる心得である。

一 兵庫沖にて上陸したい。都合を伺いたい。

一 兵庫へは碇泊するつもりである。

一 一番所前を通船する時、人数・武器・員数等(提出の)用意はあるのか。

一 船配図面のところに書留めている。

一 これを受ける形で、武者奉行内藤四郎兵衛・穂鷹内蔵進の連署で出帆合図とはか三カ条の掟書が追加された。⁽¹⁰²⁾

一 一老番員ニ而起、二番員ニ而夫々用意、三番員ニ而碇を揚ケ

出帆致し、鉦打候ハ、別帑図面之通碇泊之事

但、御附添御軍目付并御馬船松栄丸者、時宜ニ寄非此限

事

一 万一路路異変有之節ハ、見当り候船方昼夜共空砲を放ち、

諸船よりも空砲を放ち、応答可被致事

但、御召船ニ而貝鉦吹交候ハ、上陸与可被心得事

一 播磨灘先より御碇泊之節ハ、大砲隊働士・御中小性・奇兵

一 諸船よりも空砲を放ち、応答可被致事

但、御召船ニ而貝鉦吹交候ハ、上陸与可被心得事

一 播磨灘先より御碇泊之節ハ、大砲隊働士・御中小性・奇兵

第8表 大坂～広島への行程

月日	政挙の行程
7.28	夕七時過ぎ屋敷御門前より乗船
	七半時過ぎ木津川へ御手船積善丸へ召替、碇泊
29	朝六半時過ぎ落合まで下船、同所碇泊
晦日	落合滞船
8. 1	朝六半時落合口出帆、五半時頃泉州堺へ入船
2	堺滞船
3	堺滞船
4	朝六判時過ぎ泉州堺出帆、夜六半時播州坂越に着船、泊船
5	暁七時坂越出帆、夕八時頃讃州多度津へ入船、泊船
6	雨天につき多度津に滞船
7	雨天につき多度津に滞船、今夜半頃より大風雨、供船・小早船が破損甚大
8	昨夜大風雨により破損船の修復のため多度津に滞船
9	多度津に滞船
10	多度津に滞船
11	多度津に滞船
12	九時頃多度津出帆、夕八時備後鞆へ入船、泊船
13	四時過ぎ鞆津出帆、夕八時過ぎ芸州糸崎へ入船、泊船
14	四時頃糸崎出帆、悪風のため夕八半時頃芸州大崎上島木江へ入船泊船
15	在所より迎登の松魚入船3～40艘入船
	四時前木江出帆、九時前芸州御手洗へ着船、泊船
	夕八時上陸休憩、多田勘右衛門方へ
16	御手洗に滞船、多田勘右衛門方へ上陸
17	御手洗に滞船、多田勘右衛門方にて御用向相弁
18	御手洗に滞船
19	御手洗に滞船
20	四時頃御手洗出帆、夕八半時頃音戸ノ瀬戸へ入船、七時頃出帆
	夜四時頃宇品島へ入船、泊船
21	今九半時頃宇品にて小早船に乗替え、引船にて夕七時過ぎ芸州広島大川筋地方町下より上陸、七半時頃本陣圓龍寺に着座
22	広島到着を老中水野出羽守へ報告

(註) 慶応二年七月「御出陣御船中覚書 御用部屋」(1-9-239)

隊之面々三四人ツ、端船ニ乗り、夜中時々巡邏可被致事
 但、大嶋新四郎・近藤主税進・赤井隼人、大目付役・御軍
 使役之面々も、夫々申合一人ツ、順番を以附添巡邏可被致
 事

一 御持筒頭・御旗奉行・御者頭ニも、組々引卒右同断之事但、
 異変相凶前条同断之事

大坂での待合の暮らしとは異なり、実戦を意識した緊張感のある
 掟書となっている。

堺には三日まで滞船し、四日朝六半時で漸く出帆した。⁽¹⁰⁸⁾播磨灘
 を無事渡船し、夜六半時に播州坂越に着船・碇泊する。翌五日晚
 七時頃坂越を出帆して、夕八時頃讃州多度津に入船・碇泊した。
 六日は雨天のため多度津に滞船して天気回復を待ったが、翌七
 日夜半頃から大風雨となった。夜明けには風雨も収まったが、御
 召船は別案なかったものの、供船・小早船はいずれも破損した。
 特に成瀬老之進・大嶋新四郎・後藤藏人それぞれの乗船の損害が
 大きく、夜半過ぎに上陸して借宅することになった。⁽¹⁰⁹⁾

翌八日、昨夜の大風雨で損傷した供船の修復に加え、供船の過
 半がまだ入船していないため多度津に滞船となった。多度津での
 滞船は十一日まで続き、その間相木森之助や佐野伊達弥・清水精
 之進の供船が入船した。⁽¹¹⁰⁾

十二日九時頃多度津を出帆した一行は、夕八時頃備後福山領鞆
 の浦へ入船・碇泊する。福山藩土蔵方役人に船数を訪ねられ、徒
 士船などは未だ入船がなく、召船大神丸・小早船計二一艘と回
 答している。十三日四時過ぎに鞆の浦を出帆し、夕八時過ぎに

芸州糸崎へ入船・碇泊した。十四日に四時頃糸崎を出帆したが風が強く、夕八半時頃芸州大崎上島の木江へ入船・碇泊となった。翌十五日、昨夜在所延岡からの迎松魚船三・四〇艘程が入船し、引船にて四時前に木江を出帆して九時前芸州御手洗に着船した。⁽¹⁰⁶⁾

御手洗では同所通達商人の多田勘右衛門が召船に出向き、鮮鯛一折と二升入白酒、供人たちは酒一樽を進呈した。夕八時頃、政挙は勘右衛門方裏口まで小船で訪れ上陸・休憩している。政挙たちは「船中ニ而ハ諸事不都合ニ付、昼後方多田勘右衛門方江上陸、同所ニ而御用向相弁、次右筆も為相詰候事」とあるように、勘右衛門方で政事向の処理を行っている。

着芸を前に、武者奉行は各船の主取を一人ずつ呼んで次のような通達を出した。

- 一 長防之風説承り候共雜談堅く停止之事
- 一 諸調物強而直下ケ等申談間敷事
- 一 喧嘩口論堅く停止之事
- 右者小者等ニ至り候而ハ心得違之者有之も難計、尚又嚴重可被申付事

但、追々敵境ニも切近之事ニ付、公儀御事令條者勿論、其外万事堅相慎可申事⁽¹⁰⁸⁾

軍目付井上猪三郎からは、旅宿寺院の昼夜の守衛、軍事評議の立合、非常合図の取り決めなど九カ条に及ぶ問答書が出され、穂鷹内蔵進・内藤四郎兵衛連署で答えている。芸州口応援が現実のものとして目前に迫ってきた緊張感がうかがえる。

御手洗には十九日まで滞船し、二十日四時頃出帆。夕八半時頃音頭瀬戸へ入船する予定であったが汐合が悪いため見合わせ、汐合が直った七時頃に出帆し、夜四時頃宇品島へ入船・碇泊した。⁽¹⁰⁹⁾ 翌二十一日九半時頃に宇品島で小早船に乗り換え、引船で夕七時過ぎ広島大川筋地方町下より上陸し、行列を組み七半時頃漸く本陣の圓龍寺へ到着した。⁽¹¹⁰⁾ 大坂蔵屋敷を出てから二〇日以上もかかっているが、実は御手洗で在所延岡から重大な知らせを受けたため、その対応をめぐって思案していたのである。

(三) 広島滞陣と帰国

政挙一行が本陣圓龍寺に到着した翌二十二日、手廻り一〇人に本陣門内と裏通りの夜廻りを、側役・徒士に昼二人・夜一人宛本陣門守衛勤めを命じて身辺を固める一方で、留守居添役假役の近藤速水から老中水野へ次のような願書を届けさせた。

備後守儀、昨廿一日着芸仕、兼而御届申上候人数并増人数等も前後追々着仕候処、初備後守御手洗港着船之節、在所表家老共方九州御指揮之御老中様御行衛不相分、咽喉之小倉城不相支致自焼候趣、領分豊後国東郡之内之儀者西豊前国ニ近く、北海水を隔賊疆ニ相对候地ニ御座候上、尚同国ニおゐて速見郡之内、大分郡之内都合三ヶ所之領分皆各致懸隔居候事ニ而、右様賊勢梟張之気焰ニ及候而者、自然人民動揺等之義留守中旁別而心配仕候段、飛船を以申越候、備後守存寄此度之儀可成丈御奉公相勤度旨、己ニ国中之兵を傾差出候ニ付、実者守城之人数も老弱而已相残居、三郡江鎮撫人数差配候義

者中々以相及候儀ニ無之、就而者可相成儀ニ御座候ハ、九州口討手ニ改被仰付替被下候ハ、海峡梗塞糧道阻絶之患も無之、其節之御指揮次第進戦退守両便之備ニ御座候得共、先達而大坂城ニおゐて御不例之段御達有之、手足を措処を不知心地ニ罷在候、最中石見国者一圓ニ賊地ニ致陥没、此表ニ而も一旦御収兵ニ相成候御中ニ、右様之儀奉願候者武門之嫌疑ニも相涉候間、敢而不奉願候得共、召連候人数高過半相減在所表江差戻、家老共江鎮撫守城心機為取計申度奉懇願候、且初意之通人数高相揃候共、兼而教養不行届之儀ニ候得者、固より為差御奉公者出来申問敷処、其数さへ相減候義深恐入、且者心外至極奉存候得共、前件無拠次第御明亮被成下、今日ニも急速御聞濟被下候様奉願候、尤九州路御旧復ニ相成候ハ、又々此表江呼寄可申候、以上

八月廿二日

御名家来

近藤速水^(四)

政挙が国元の家老から九州小倉口での戦闘状況を知ったのは、御手洗でというから八月十五日のことである。家老たちが飛船で知らせたのは、下関方面総督である老中小笠原長行は行方不明であり、小倉藩が小倉城を自焼してしまったこと、豊前国近くには延岡藩の飛地豊後国東郡領があり、また同国速水・大分両郡の領分は隔絶しており、もし賊勢に襲撃されれば、藩主が留主中であるため領民の動揺等は大きく心配であるという。藩は家中の主要な兵を出陣させており、守城するのは残った老弱者ばかりで、豊後三郡へ鎮撫人を差配することは難しい。できれば九州口討手へ

役替えを命じてもらえば、海峡が梗塞し糧道が阻絶する心配も無く、指揮次第で進戦・退守両便の備えが可能である。將軍家茂の薨去に加え、石見国は賊地となり、この地でも一旦収兵になるなか、出陣している人数の過半を減らし在所へ戻し、家老たちへ領内の鎮撫・守城に当たらせたいと歎願している。着雲の翌日にこの願書が提出されていることから、おそらくは御手洗滞在中に作成されていたと考えられる。

八月十六日に征長解兵の勅許を得、二十日には家茂の発喪と慶喜の宗家相続を公布したこともあり、二十四日、付札で「願之趣無余儀相聞候間、当所之討手応援相勤候兵備差置候ハ、其餘之人数等ハ領地為守衛差戻不苦候^(五)」との回答があった。

水野に届出た兵士・人夫数は、足軽以上が四八七人、人夫九一二人の計一三九九人。ほかに扶持人以上四四人・農兵三二人・在所大坂から追って着雲した人夫二二〇人、大砲一挺・小銃五〇〇挺、乗馬九疋（内三疋未着）、漁船七〇艘・水主四二〇人の総計二〇一五人である。近藤は、このうち願書が聞届けられ次第、扶持人以上八三人・農兵三二人・その他人夫・小銃・大砲・乗馬・漁船などを取り敢えず延岡へ差戻すことを届けている。

二十四日、家中主取へは武者奉行の穂鷹藏之進・同内藤四郎兵衛、先備の面々へは先鋒士大将の原小太郎から過半を帰国させる廻状が示された。

当形勢ニ付而者、一ト先御供御人数之内御見込を以過半御差戻、少ツ、御国力を養可申、君上二者萬々一長賊天下を致横行候様成行候共、將軍御旗本ニ而御忠節御盡被遊、若も海路相絶運輸

之手段盡果候節者、公辺御見捨も被為在間敷、其時ニ至り御所置振も可有之、引取之御人数者益撫循相加へ置、再御時勢御挽回之期を相待、速ニ走登勉勵可致候⁽¹¹⁵⁾

乗船までの準備は急速に進んだ。翌二十五日には内藤四郎兵衛に「在所表守衛」のため帰国させる兵士・人夫の指揮をとらせ、後藤蔵人以下四〇人、翌日には羽生龜太郎以下六人が延岡への帰国を命じられた。二十七日、藩船大栄丸には内藤四郎兵衛以下五人と、漁船四艘に、二七人が乗組み延岡へ向かった⁽¹¹⁶⁾。

八月晦日には番頭大嶋新四郎が船中取締りとなり、各組連中とともに帰国を命じられた。同日、豊後表から着芸した駒木根豊以下一〇人が、また御手洗港へ入船した長瀬連次らもそのまま在所へ引き返させた⁽¹¹⁷⁾。政挙には老中より正式に停戦が伝えられ、「其方ニ者召連候人数引纏、滞芸可罷在候」と滞芸が命じられるとともに、滞芸中に藩が勤めていた広瀬口守衛を免じられた。翌日、番頭堀兵庫・者頭片岡清一郎ら詰人は広瀬口を引き払っている。引き続き滞芸を命じられた政挙であるが、九月一日付で次のような願書を老中水野へ提出した。

先達而小倉口戦争ニ付、過半之人数在所表江差戻、備後守儀者此表ニ罷在候段奉願、御聞届被成下候処、此度暫兵事御見合被成候ニ付、紀州様御初官軍御引揚之御日割茂御達ニ相成候処、九州筋之儀者長人豊前国ニ屯聚致居候而数戦鬪有之、又豊後日田江罷越候ニ付、杵築領通候致度段懸合も有之候哉ニ承及、右者虚声を張候哉、実行ニ出候哉、其後之儀不相分候得共、何分不穩事共ニ相聞候、然上者備後守儀一日在所江

罷越、領民鎮撫仕、此表江者為名代重役之者江人数為引纏残置申度奉存候、右諸家人数引揚之儀、新旧之御順席も可有御座候得共、徒ニ帰心を狭候筋ニも無之候間、前件之次第御聞届被下候様奉願候、以上⁽¹¹⁸⁾

停戦にはなったものの九州筋は未だ不穩な状態にあるため、広島には重役に人数を付けて残し置き、自分は一旦在所へ帰り領民を鎮撫したいとの歎願内容である。しかし、これに対して水野は「一時鎮定領知懸念之筋も有之間敷候間、願之趣難相整候⁽¹¹⁹⁾」と願いを却下している。

政挙ら藩首脳部は、小倉城を自焼し敗走する幕府軍の情報をもとに、「武門之嫌疑ニも相渉」と懸念しながらも、幕府から命じられた芸州口討手応援よりも、近接する豊後国東郡ほか自領村々を守衛する「領民鎮撫」を優先させたのである。全領主階級の結束に亀裂が生じていたことを物語っている⁽¹²⁰⁾。

広島から延岡への帰国は順調に進んだ。九月五日には足輕以上七四人、農兵三二人、人夫四三三と小銃一〇六挺を在所へ帰国させている⁽¹²¹⁾。同八日には「冬具用意無之ハ勿論、家内之義も苦心之筋」もあるとして、藩船積善丸水主一人に二二両、同大神丸水主八人に一八両、松栄丸水主六人に一二両を下賜している⁽¹²²⁾。また広瀬口警固の手当として、主取の和田大六羅四人に金一両、出役が五日以上の二二人に金三分宛、一日以上三二人に同一分宛を給している⁽¹²³⁾。

九月二十四日、大目付より芸州口・石州口に出陣した兵士ら全員が引揚げが命じられ、延岡藩は九月二十八日の日割であった⁽¹²⁴⁾。

翌二十五日、堀兵庫以下七二人と小荷駄方など各組九人に二十八日に帰国するよう命じ、政挙は大坂へ向かうことになった。兵士には滞芸中の難渋を理由に、中小性組以上に金一両宛、組外役人に三分、番組・諸組足軽・大工・新組・郷組に一分宛が給された。乗船は二十七日組と翌二十八日組に分けられ、二十七日組は御手洗で滞船し、召船・供船が揃って出帆することになった。二十八日、政挙は七時に本陣圓籠寺を発ち、空鞆町まで行列を組んで同所堤より小早船に乗船、宇品で積善丸に乗り替えた。宇品を出帆しようとしたところ「汐全悪敷、風も逆風」であったため碇泊し、関金吾ら供人は漁船に乗り組み関門手前で供船明栄丸や周平丸に乗船して本船の後を追い、本船の一〇丁程手前に碇泊した。

そこへ大坂から急用の知らせが届く。用人長谷川許之進が同道して政挙の召船に乗り、在京の老中板倉から「芸地方直ニ在所江罷越、一ト先休息可致」との通達があったことを家老へ伝えた。⁽¹³⁾「永々出張大儀」として、政挙は大坂ではなく在所延岡への帰国が許されたのである。

翌二十九日暁七時過ぎ、召船は供船ともども出帆し、島々で汐掛りしながら暮過ぎより張帆し、四時頃御手洗湊へ入船した。供船へは同所で政挙の延岡行きが伝えられた。十月一日、留守居成瀬老之進や番頭相木森之助ら江戸詰、および大坂詰役人たちと別れ、五時前、政挙たち一行は御手洗湊を出帆し延岡へ向かった。予州春島に汐掛りしながら日入頃には佐賀関沖を通過し、六時前に島野浦港へ入船した。⁽¹⁴⁾

翌三日、島野浦庄屋長野又六と弁指たちから松魚(鯉)を献上

され、昼後から上陸して小姓・給人たちと庄屋宅を訪ね休息をとった。政挙を迎えるために郡奉行や代官・勘定人たちが東海川口に詰め、川船を差配した。川口から船揚場まで支配郷土岡富村大庄屋兼帯の山口栄三郎が、黒はえ磯から船揚場までは同方財島庄屋兼帯染矢右衛門と大武町乙名渡部鉄之助が案内した。照源寺前には近郷の支配郷土・郷土・大庄屋・庄屋たちの出迎えを受け、生簀魚が献上された。翌五日も碇泊し、古江村大庄屋太田尾徳十郎以下六箇組庄屋たちから鯉節一〇本宛が、須怒江村・三川内村庄屋兼帯からは蒲生蛤一〇籠が献上されている。

六日は昨夜の烈風もおさまり、六半時引船にて出船し四時過ぎに東海川口に入船した。九半時過ぎに板田橋下に着船し、行列を組んで上陸。船倉より南町京口門から本小路を通り、八時、延岡城に入城した。

むすびにかえて

以上、「御用部屋日記」を中心に、特に第二次長州戦争と延岡藩との関わりについてみてきた。今まで明らかにしてきたことを簡単にまとめ、むすびにかえたい。

延岡藩の場合、元治元年八月〜十二月の第一次征長に政挙は出陣せず江戸にいたが、第二次征長には約一五〇〇人程の給人・足軽・人夫等を率いて出陣した。政挙は慶応元年閏五月六日に江戸を発ち、六月二十八日に着坂するが、ここからほぼ一年にわたり滞坂している。

大坂では堂島の蔵屋敷のほか周辺寺院や商家・町家・百姓家などの下陣に散在したが、その賃貸料もかなりの額に上った。延岡藩は尾張・松本両藩とともに市中巡邏を命じられ、鳴野村など三村を担当した。出役人数五〇〜六〇人ほどで昼二度・夜四度巡邏し、一〇日交代であった。百姓たちが徒党の動きを見せたこともあったが、特に目立ったトラブルはなかった。滞坂中、藩主政挙は月三度の登城と一度の巡邏場視察を行い、給人たちも下陣の寺院境内で訓練に励んだが、滞坂が長引くにつれて無為徒食の足軽・人夫たちの中には賭博に手を出したり備品を横流しするものも現れるなど風紀は乱れ、藩はその統制に苦慮した。滞坂中、異なる生活環境のなかで病死人が続出し、藩を大きく悩ませた。病人の多くは在所延岡へ帰国させ、病死した者へは規定の諸入用金が下された。

慶応二年六月二十八日、藩は芸州口討手応援を命じられ、先発隊に続いて七月二十日、中老隊二〇艘・約一〇〇人程が広島に向かった。政挙は二十八日に漸く乗船するなど、拜命から一月程が経ってからである。御召船と供船は二〇日以上かけて広島に到着したが、途中御手洗で政挙らは小倉城の自焼を知る。広島には八月二十一日に到着したが、その翌日、政挙は領内豊後領の守衛のため家臣たちの多くを在所延岡へ帰国させたい旨の願書を老中に提出した。すでに征長解兵の勅許を得ていたこともあり、二十四日付で許可され、二十七日から漸次帰国が始まった。広島に到着してからわずか一週間ほどの滞在であった。政挙は当所滞坂を命じられたが、出帆直前に在所延岡への帰国が許され、十月六日に

延岡城に着いた。

慶応二年の諸国の人民闘争の激化は、諸藩を征長よりも領内支配強化に向かわせた。諸大名が第二次征長に消極的であったのは、兵糧米の調達や夫役動員による農村の疲弊と米価高騰で、大軍を率いて領地を離れた場合、自領内に一揆や打ち壊しが激発する恐れがあったからである。⁽¹²⁵⁾

小倉城自焼の報を聞き、延岡藩は芸州口討手応援より、豊前国に近接する自領の豊後邦国東郡をはじめとする大分・速水三郡、および延岡城の守衛など領内鎮撫を優先しようとしたのである。

第二次長州戦争での幕府軍の敗北は、幕藩権力の支柱であった軍役体系の破綻を天下に示し、軍役体系はもはや領主間矛盾を抑制する機能を果しえず、雄藩は「割拠」という藩単位の「独立国家」化コースの途を取り始めた⁽¹²⁶⁾と評価されているが、延岡藩はどうか。延岡藩は実質的な戦闘には加わっていないものの、人夫確保に悩まされながらも約二〇〇〇人雄給人・人夫を登坂させ、領内には六万両の高役金を賦課して征長戦争に従事している。この後、鳥羽伏見戦争でも幕府軍として大坂野田口警衛に出兵しており、そのために新政府から入京を差し止められることになる。延岡藩が幕藩権力の軍役体系破綻を実感するのは、旧幕府軍に援軍と、慶喜の出馬を強く要請するものの、結局は一兵も来ないばかりか、慶喜も帰東してしまったことを知ってからである。⁽¹²⁸⁾財政難を抱え、藩内に強力なリーダーを有しない延岡藩にとって、残された途は新政府への恭順のみであった。それまでは、延岡藩は「忠実」な譜代藩として、幕藩権力内にとどまらざるを得なかったのである。

なお、延岡へ帰った政挙は、病気を理由にそのまま滞在を続ける。政挙が次に上京するのは、鳥羽伏見の戦いに関連したとして入京を禁じられ、肥後・尾張両藩および三条家の周旋により「不審」が晴れて上京する慶応四年四月三日のことである。^(四)

註

- (1) 野口武彦『長州戦争』（中公新書二〇〇六年）三頁。
 (2) 久住真也『長州戦争と徳川将軍』（岩田書院二〇〇五年）一二三頁。
 (3) 久住前掲註(2)一二四頁。
 (4) 小野正雄「幕藩権力の解体過程」（『歴史学研究』四九一年一九八一年）のち「横浜鎖港問題と長州戦争」と改題して『幕藩権力解体過程の研究』（校倉書房一九九三年）所収。二二六～二二七頁。
 (5) 野口前掲註(1)四頁。
 (6) 延岡藩の長州戦争出兵について触れたものとしては、『宮崎県史（通史編 近世下）』（宮崎県二〇〇〇年）および大浪和弥「内藤家文書の幕長戦争関係史料について」（『明治大学博物館研究報告』第19号二〇一四年）などがあるが、概略的な記述に留まっている。
 (7) 大浪前掲註(6)六～二二頁。
 (8) 長州戦争に出陣した延岡藩の日記・覚書類は、御用部屋・納戸方・大目付方・御側方に大別できる。このうち大目付方日記は御用部屋の指示を受け家中に出された通達類が大半で、納戸方は物品関係の記録である。
 (9) 野口前掲註(1)一〇五頁。
 (10) 元治二年正月十五日「政義日記」（第一部一日記七二～二）。
 (11) 慶応元年四月十五日「政義日記」。
 (12) 慶応元年四月二十六日「政義日記」。
 (13) 慶応元年閏五月三日「政義日記」。
 (14) 慶応元年閏五月六日「政義日記」。
 (15) 慶応元年閏五月九日「政義日記」。
 (16) 慶応元年閏五月二十一日「政義日記」。
 (17) 慶応二年六月二十八日「大坂滞在中日記」（第二部一〇維新三四）。
 (18) 慶応元年七月三日「御滞坂中方覚帳」（第一部九諸覚書類二三五）。
 (19) 慶応元年七月十二日「御側役大坂御滞留」（第一部一日記七三一）。
 (20) 慶応元年七月二日「御滞坂中方覚帳」。
 (21) 「藩事録追加」（東京大学史料編纂所蔵家記『宮崎県史別編 維新期の日向諸藩』宮崎県一九九八年）六〇二頁。
 (22) 慶応元年七月四日「御側役大坂御滞留」。
 (23) 慶応元年十一月二十四日「御滞坂中方覚帳」。
 (24) 『内藤家文書目録』第一部九諸覚書類二二六。
 (25) 慶応二年四月二十一日「万帳」（第一部九諸覚書類

- (二三七)。
- (26) 慶応元年十二月二十八日「御滞坂中方覚帳」。
- (27) 慶応二年四月二十九日「万帳」。
- (28) 慶応二年五月二十七日「万帳」。
- (29) 慶応元年十月十八日「下陣練替断帳」(第一部九諸覚書類二二二六)。
- (30) 慶応二年六月七日「大坂滞在中日記」。
- (31) 慶応二年二月二十九日「万帳」。
- (32) 慶応二年四月二十一日「万帳」。
- (33) 慶応元年七月一日「御滞坂中方覚帳」。
- (34) 慶応元年七月二日「御滞坂中方覚帳」。
- (35) 慶応元年七月五日「御滞坂中方覚帳」。
- (36) 「御滞坂中方覚帳」中絵図。
- (37) 慶応元年十二月二十八日「御滞坂中方覚帳」。但し、計算上の数字。
- (38) 慶応元年七月十日「御滞坂中方覚帳」。
- (39) 慶応二年六月三日「大坂滞在中日記」。
- (40) 慶応二年六月四日「大坂滞在中日記」。
- (41) 慶応二年六月五日「大坂滞在中日記」。
- (42) 慶応二年六月七日「大坂滞在中日記」。
- (43) 慶応二年三月十三日「大坂滞在中日記」。
- (44) 慶応二年三月二十二日「大坂滞在中日記」。
- (45) 慶応二年四月二十一日「大坂滞在中日記」。
- (46) 慶応二年四月十五日「大坂滞在中日記」。
- (47) 慶応二年六月十四日「大坂滞在中日記」。
- (48) (49) 慶応二年六月二十一日「大坂滞在中日記」。
- (50) 慶応二年六月二十五日「大坂滞在中日記」。
- (51) (52) 慶応二年六月二十九日「大坂滞在中日記」。
- (53) 慶応元年七月七日「御滞坂中方覚帳」。
- (54) 慶応元年八月十五日「御滞坂中方覚帳」。
- (55) 慶応元年九月十五日「御滞坂中方覚帳」。
- (56) 慶応元年六月二十五日「大坂滞在中日記」。
- (57) 慶応元年七月九日「大坂滞在中日記」。
- (58) 慶応元年七月六日「大坂滞在中日記」。
- (59) 慶応元年十月一日「大坂滞在中日記」。
- (60) 慶応元年十二月八日「大坂滞在中日記」。
- (61) 慶応二年四月十五日「大坂滞在中日記」。
- (62) 慶応元年七月三日「御滞坂中方覚帳」。
- (63) 慶応元年七月二十九日「御滞坂中方覚帳」。
- (64) 慶応元年八月十日「御滞坂中方覚帳」。
- (65) 慶応元年八月二十五日「御滞坂中方覚帳」。
- (66) 慶応元年九月十五日・九月十六日「御滞坂中方覚帳」。
- (67) 慶応元年十月二日「御滞坂中方覚帳」。
- (68) 慶応元年九月二十四日「御滞坂中方覚帳」。
- (69) 慶応元年十月十三日「御滞坂中方覚帳」。
- (70) 慶応二年正月二十一日「万帳」。
- (71) 慶応二年三月五日「万帳」。
- (72) 慶応二年三月十一日「万帳」。

- (73) 慶応二年三月五日「万帳」。
- (74) (75) 慶応二年三月十一日「万帳」。
- (76) 慶応二年四月二十七日「万帳」。
- (77) 慶応二年五月十三日「万帳」。
- (78) 慶応二年三月十一日「万帳」。
- (79) 野口前掲註(1)一四八～一六二頁。
- (80) 慶応二年六月四日「大坂滞在中日記」。
- (81) 慶応二年六月五日「大坂滞在中日記」。
- (82) 野口前掲註(1)一六三～一七〇頁。
- (83) 慶応二年六月二十八日「大坂滞在中日記」。
- (84) (85) 慶応二年六月二十九日「大坂滞在中日記」。
- (86) 慶応二年七月一日「大坂滞在中日記」。
- (87) 慶応二年七月四日「大坂滞在中日記」。
- (88) (89) 慶応二年七月九日「大坂滞在中日記」。
- (90) 慶応二年七月十二日「大坂滞在中日記」。
- (91) 慶応二年七月十三日「大坂滞在中日記」。
- (92) 慶応二年七月六日「御側役大坂御滞留」(第一部一日記七三～一六)。
- (93) 慶応二年七月十八日「大坂滞在中日記」。
- (94) (95) 慶応二年七月十九日「大坂滞在中日記」。
- (96) 野口前掲註(1)一七一～二一八頁。
- (97) 野口前掲註(1)二二三頁。
- (98) 慶応二年七月二十五日「大坂滞在中日記」。
- (99) 慶応二年七月二十八日「御出陣御船中覚帳」(第一部九諸
- (100) 慶書類二二九九)。
- (100) 慶応二年七月二十九日「御出陣御船中覚帳」。
- (101) (102) 慶応二年八月朔日「御出陣御船中覚帳」。
- (103) 慶応二年八月四日「御出陣御船中覚帳」。
- (104) 慶応二年八月七日「御出陣御船中覚帳」。
- (105) 慶応二年八月十一日「御出陣御船中覚帳」。
- (106) (107) 慶応二年八月十五日「御出陣御船中覚帳」。
- (108) 慶応二年八月十六日「御出陣御船中覚帳」。
- (109) 慶応二年八月二十日「御出陣御船中覚帳」。
- (110) 慶応二年八月二十一日「御出陣御船中覚帳」。
- (111) (112) 慶応二年八月二十二日「御出陣御船中覚帳」。
- (113) 慶応二年八月二十四日「為芸州討手御出陣海陸日記」(第一部一日記七四)。
- (114) 慶応二年八月二十七日「御出陣御船中覚帳」。
- (115) 慶応二年八月晦日「御出陣御船中覚帳」。
- (116) (117) 慶応二年九月朔日「御出陣御船中覚帳」。
- (118) 小野前掲註(4)二二六頁。
- (119) 慶応二年九月五日「御出陣御船中覚帳」。
- (120) 慶応二年九月八日「御出陣御船中覚帳」。
- (121) 慶応二年九月十日「御出陣御船中覚帳」。
- (122) 慶応二年九月二十四日「御出陣御船中覚帳」。
- (123) 慶応二年九月二十八日「芸州御在陣日記」(第二部一〇維新三七)。
- (124) 慶応二年十月二日「自広島至延岡御船中日記」(第一部

一一日記七六)。

⑫5 小野前掲註(4)二三四頁。

⑫6 小野前掲註(4)二三七頁。

⑫7 野口前掲註(1)一一九頁。

⑫8 拙稿「鳥羽伏見戦争と譜代延岡藩—京師・大坂・延岡「御用状留」から—」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第26巻第1号二〇一九年)九〜一〇頁。

⑫9 拙稿前掲註(128)、二二頁。